

農政第 3490 号
監 第 2401 号
平成29年 3月27日

石川県建設産業連合会
会長 吉 光 武 志 様

石川県農林水産部長

石川県土木部長

石川県土木工事共通仕様書及び石川県土木工事施工管理基準の
一部改定について

このたび、別添のとおり、「石川県土木工事共通仕様書」及び「石川県土木工事施工管理基準」を一部改定したので、その旨通知します。今後とも土木工事の施工にあたり遺憾のないよう、ご周知のほどお願いいたします。

1. 適用開始日

平成29年4月1日以降に契約する工事から適用

2. 参考HP：石川県土木部監理課技術管理室ホームページにて公開

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/kijyun.html>

以上

(事務担当)

農林水産部農業政策課技術管理室

TEL 076-225-1617

土木部監理課技術管理室

TEL 076-225-1787

【H29.4.1 主な改定内容】

- (1) 国交省版（H27.3月版）、農林水産省版（H28.3版）の土木工事共通仕様書並びに土木工事施工管理基準の内容を踏まえて改定を実施。
- (2) コリンズへの登録義務付け金額を、1000万円から500万円に変更。
（共通仕様書 第1編 1-1-1-5 コリンズ（CORINS）への登録）
- (3) 上層路盤に使用する粒度調整路盤材に、再生粒度調整碎石（RM）を規定。
（共通仕様書 第3編土木工事共通編 3-2-6-3 上層路盤の材料規格）
- (4) 水道工事における継手の品質管理表を改定
（施工管理基準 施工管理記録様式）

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
編章節条 （項目見出し）	新条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
第1編	共通編	第1編	共通編	
1-1-1-2	用語の定義	1-1-1-2	用語の定義	
17. 通知	通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、 監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し 、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。	17. 通知	通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。	文章表現の簡素化
18. 連絡	連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、 監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し 、契約約款第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	18. 連絡	連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、契約約款第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	文章表現の簡素化
1-1-1-5	コリンズ（CORINS）への登録	1-1-1-5	コリンズ（CORINS）への登録	
	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が1,000万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は、工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。		受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500万円以上 の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は、工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。	登録金額の改定
1-1-1-9	工事の下請負	1-1-1-9	工事の下請負	
(3)	下受注者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	(3)	下受注者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。	改正品確法第8条「受注者の責務」による
1-1-1-15	工期変更	1-1-1-15	工期変更	
1. 一般事項	契約約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。	1. 一般事項	契約約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び 第40条 第2項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。	誤字の修正
1-1-1-24	施工管理	1-1-1-24	施工管理	
6. 良好な作業環境の確保	受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	6. 労働環境の改善	受注者は、 作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。 また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	改正品確法第8条「受注者の責務」による

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
編章節条 （項目見出し）	新条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
1-1-1-27	工事中の安全確保	1-1-1-27	工事中の安全確保	
13. 安全衛生協議会の設置	監督員が、労働安全衛生法（平成18年6月2日改正 法律第50号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	13. 安全衛生協議会の設置	監督員が、労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	改定年度を反映
14. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成18年6月改正 法律第50号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	14. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	改定年度を反映
1-1-1-31	環境対策	1-1-1-31	環境対策	
6. 排出ガス対策型建設機械	<p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p>	6. 排出ガス対策型建設機械	<p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p>	法定等の改正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
編章節条 （項目見出し）	新条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
	<p>受注者はトンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年基準に適合するものとして、表1-1-2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号のロに定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定されたトンネル工事事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事事用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、トンネル工事事用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p>		<p>受注者はトンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2013年以降の排出ガス基準に適合するものとして、表1-1-2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定されたトンネル工事事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p>	法定等の改正
表1-1-1、表1-1-2		表1-1-1、表1-1-2		法定等の改正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
編章節条 （項目見出し）	新条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
1-1-1-33	交通安全管理	1-1-1-33	交通安全管理	
4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成24年2月27日改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	改定年度を反映
12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成23年12月26日改正 政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成24年3月22日改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成24年8月改正 法律第67号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成26年4月改正 政令第169号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成26年6月改正 法律第69号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	改定年度を反映
1-1-1-35	諸法令の遵守	1-1-1-35	諸法令の遵守	
(5)	労働安全衛生法（平成23年6月改正 法律第74号）	(5)	労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）	改定年度を反映（以下同）
(6)	作業環境測定法（平成23年6月改正 法律第74号）	(6)	作業環境測定法（平成26年6月改正 法律第82号）	
(7)	じん肺法（平成16年12月改正 法律第150号）	(7)	じん肺法（平成26年6月改正 法律第82号）	
(8)	雇用保険法（平成24年3月改正 法律第9号）	(8)	雇用保険法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(9)	労働者災害補償保険法（平成24年8月改正 法律第63号）	(9)	労働者災害補償保険法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(10)	健康保険法（平成24年8月改正 法律第67号）	(10)	健康保険法（平成26年6月改正 法律第83号）	
(11)	中小企業退職金共済法（平成23年4月改正 法律第26号）	(11)	中小企業退職金共済法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成24年8月改正 法律第53号）	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成25年11月改正 法律第86号）	
(13)	出入国管理及び難民認定法（平成24年4月改正 法律第27号）	(13)	出入国管理及び難民認定法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(14)	道路法（平成23年12月改正 法律第122号）	(14)	道路法（平成26年6月改正 法律第72号）	
(15)	道路交通法（平成24年8月改正 法律第67号）	(15)	道路交通法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(16)	道路運送法（平成23年6月改正 法律第74号）	(16)	道路運送法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(17)	道路運送車両法（平成23年6月改正 法律第74号）	(17)	道路運送車両法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(18)	砂防法（平成22年3月改正 法律第20号）	(18)	砂防法（平成25年11月改正 法律第76号）	
(19)	地すべり等防止法（平成24年6月改正 法律第42号）	(19)	地すべり等防止法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(20)	河川法（平成23年12月改正 法律第122号）	(20)	河川法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(21)	海岸法（平成23年5月改正 法律第37号）	(21)	海岸法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(22)	港湾法（平成24年3月改正 法律第15号）	(22)	港湾法（平成26年6月改正 法律第91号）	
(24)	漁港漁場整備法（平成23年8月改正 法律第105号）	(24)	漁港漁場整備法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(25)	下水道法（平成23年12月改正 法律第122号）	(25)	下水道法（平成26年6月改正 法律第69号）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
編章節条 （項目見出し）	新条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
(26)	航空法（平成23年5月改正 法律第54号）	(26)	航空法（平成26年6月改正 法律第70号）	
(27)	公有水面埋立法（平成16年6月改正 法律第84号）	(27)	公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号）	
(29)	森林法（平成24年6月改正 法律第42号）	(29)	森林法（平成26年6月改正 法律第70号）	
(30)	環境基本法（平成24年6月改正 法律第47号）	(30)	環境基本法（平成26年5月改正 法律第46号）	
(31)	火薬類取締法（平成23年6月改正 法律第74号）	(31)	火薬類取締法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(32)	大気汚染防止法（平成23年8月改正 法律第105号）	(32)	大気汚染防止法（平成26年6月改正 法律第72号）	
(33)	騒音規制法（平成23年12月改正 法律第122号）	(33)	騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	
(34)	水質汚濁防止法（平成23年8月改正 法律第105号）	(34)	水質汚濁防止法（平成25年6月改正 法律第60号）	
(35)	湖沼水質保全特別措置法（平成23年8月改正 法律第105号）	(35)	湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）	
(36)	振動規制法（平成23年12月改正 法律第122号）	(36)	振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	
(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成24年8月改正 法律第53号）	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	
(38)	文化財保護法（平成23年5月改正 法律第37号）	(38)	文化財保護法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(39)	砂利採取法（平成23年7月改正 法律第84号）	(39)	砂利採取法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(40)	電気事業法（平成24年6月改正 法律第47号）	(40)	電気事業法（平成26年6月改正 法律第72号）	
(41)	消防法（平成24年6月改正 法律第38号）	(41)	消防法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(43)	建築基準法（平成24年8月改正 法律第67号）	(43)	建築基準法（平成26年6月改正 法律第92号）	
(44)	都市公園法（平成23年12月改正 法律第122号）	(44)	都市公園法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成23年8月改正 法律第105号）	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）	
(46)	土壌汚染対策法（平成23年6月改正 法律第74号）	(46)	土壌汚染対策法（平成26年6月改正 法律第51号）	
(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成24年9月改正 法律第89号）	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	
(51)	船員法（平成24年9月改正 法律第87号）	(51)	船員法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成20年5月改正 法律第26号）	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(53)	船舶安全法（平成24年9月改正 法律第89号）	(53)	船舶安全法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(54)	自然環境保全法（平成23年8月改正 法律第105号）	(54)	自然環境保全法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(55)	自然公園法（平成23年8月改正 法律第105号）	(55)	自然公園法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(59)	技術士法（平成23年6月改正 法律第74号）	(59)	技術士法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(60)	漁業法（平成23年5月改正 法律第35号）	(60)	漁業法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(61)	空港法（平成23年8月改正 法律第105号）	(61)	空港法（平成26年6月改正 法律第76号）	
(62)	計量法（平成23年8月改正 法律第105号）	(62)	計量法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(63)	厚生年金保険法（平成24年8月改正 法律第63号）	(63)	厚生年金保険法（平成25年6月改正 法律第63号）	
(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成14年2月改正 法律第1号）	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	
(67)	職業安定法（平成24年8月改正 法律第53号）	(67)	職業安定法（平成26年6月改正 法律第67号）	
(68)	所得税法（平成24年3月改正 法律第16号）	(68)	所得税法（平成26年6月改正 法律第91号）	
(69)	水産資源保護法（平成22年6月改正 法律第41号）	(69)	水産資源保護法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(70)	船員保険法（平成24年9月改正 法律第87号）	(70)	船員保険法（平成26年6月改正 法律第83号）	
(71)	著作権法（平成24年6月改正 法律第43号）	(71)	著作権法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(72)	電波法（平成23年6月改正 法律第74号）	(72)	電波法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成24年4月改正 法律第27号）	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成26年6月改正 法律第69号）	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
編章節条 （項目見出し）	新条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成23年5月改正法律第47号）	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成26年6月改正法律第69号）	
(75)	農薬取締法（平成19年3月改正 法律第8号）	(75)	農薬取締法（平成26年6月改正 法律第69号）	
(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年6月法律第18号）	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年6月改正法律第56号）	
(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成24年6月改正 法律第42号）	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成26年6月改正 法律第56号）	
(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成23年12月改正 法律第122号）	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	
1-2-3-4	盛土補強工	1-2-3-4	盛土補強工	
6. 盛土縦断方向の面状補強材	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保するものとする。	6. 盛土縦断方向の面状補強材	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、 面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
1-3-3-2	工場の選定	1-3-3-2	工場の選定	
(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国 生コンクリート 品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	名称の修正
1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	
(1)	受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくはJIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）または監督員の承諾を得た方法によらなければならない。 なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。	(1)	受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくはJIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）、 JIS A 1802（コンクリート生産工程管理用試験方法－遠心力による細骨材の表面水率の試験方法）、JIS A 1803（コンクリート生産工程管理用試験方法－粗骨材の表面水率試験方法）または連続測定が可能な簡易試験方法、または監督員の承諾を得た方法によらなければならない。 なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、 JIS A 8603-2（練混性能試験方法） 及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	諸基準の改定に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
編章節条 （項目見出し）	新条文	編章節条 （項目見出し）	新条文	摘要
1-3-6-5	締固め	1-3-6-5	締固め	
1. 一般事項	受注者は、コンクリートの締固めに際し、バイブレーターを用いなければならない。 なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。	1. 一般事項	受注者は、コンクリートの締固めに際し、 棒状 バイブレーターを用いなければならない。 なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠 バイブレーター を使用しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
1-3-6-9	養生	1-3-6-9	養生	
1. 一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	1. 一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び 湿潤状態 に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	誤字の修正
1-3-7-3	加工	1-3-7-3	加工	
3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）第13章鉄筋に関する構造細目」（土木学会、平成25年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編） 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提 」（土木学会、平成25年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準の改定に伴う修正
1-3-9-2	施工	1-3-9-2	施工	
3. 打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。	3. 打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。 コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
1-3-10-3	養生	1-3-10-3	養生	
	表1-3-4 寒中コンクリートの養生期間		表1-3-4 寒中コンクリートの養生期間	諸基準の改定に伴う修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	摘要
第2編	材 料 編	第2編	材 料 編	
2-2-3-3	アスファルト舗装用骨材	2-2-3-3	アスファルト舗装用骨材	
4. 鉄鋼スラグ	鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-2-8によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格はJIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。	4. 鉄鋼スラグ	鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-2-8によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格、及び環境安全品質基準はJIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。	諸基準の改定による
2-2-3-6	安定材	2-2-3-6	安定材	
	表2-2-15 舗装用石油アスファルトの規格		表2-2-15 舗装用石油アスファルトの規格	諸基準の改定による
2-2-5-2	構造用圧延鋼材	2-2-5-2	構造用圧延鋼材	
			JIS G 3140（橋梁用高降伏点鋼板）	新規JIS策定による追加
2-2-6-4	コンクリート用水	2-2-6-4	コンクリート用水	
2. 海水の使用禁止	受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには、海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてよいものとする。	2. 海水の使用禁止	受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋やセパレータを配置しない無筋コンクリートには、海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてよいものとする。	諸基準の改定による
2-2-8-3	再生用添加剤	2-2-8-3	再生用添加剤	
	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成26年7月改正 政令第269号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	諸基準の改定による
2-2-11-1	一般事項	2-2-11-1	一般事項	
6. 塗料の有効期限	塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末は製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月以内とし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	6. 塗料の有効期限	塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月以内とし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	諸基準の改定による
2-2-12-1	道路標識	2-2-12-1	道路標識	
	表2-2-27 反射性能（反射シートの再帰反射係数）		表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能	諸基準の改定による
	表2-2-28 反射性能（反射シートの再帰反射係数）		表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能	諸基準の改定による

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	摘要
第3編	土木工事共通編	第3編	土木工事共通編	
第2章	一般施工	第2章	一般施工	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	改定年度を反映
			土木学会 コンクリート標準示方書（平成24年11月）	諸基準の追加
3-2-3-11	コンクリート面塗装工	3-2-3-11	コンクリート面塗装工	
(2)	受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、有離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。	(2)	受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、 遊離石灰 を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。	誤字の修正
3-2-3-13	ポストテンション桁製作工	3-2-3-13	ポストテンション桁製作工	
⑦	グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。	⑦	グラウトに含まれる塩化物イオン量は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。	諸基準により修正
3-2-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工	3-2-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工	
(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法は JSCE-H101-2010 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成22年11月）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法は JSCE-H101- 2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、 平成25年11月 ）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映
	表3-2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準		表3-2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準	諸基準の改定による
(2)	プレキャストブロックの接合面のレイタンス、ごみ、油等を取り除かなければならない。	(2)	プレキャストブロックの 接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート 、レイタンス、ごみ、油等を取り除かなければならない。	諸基準の改定による
	図3-2-2 銘板の寸法及び記載事項		図3-2-2 銘板の寸法及び記載事項	橋梁の手引きと整合
3-2-3-31	現場塗装工	3-2-3-31	現場塗装工	
	表3-2-10 塗装禁止条件		表3-2-10 塗装禁止条件	諸基準の改定による
(2)	受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、先に塗布した塗料が乾燥（硬化）状態になっていることを確認したうえで行わなければならない。	(2)	受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、 塗料ごとに定められた塗装間隔を守って塗装し なければならない。	諸基準の改定による
(5)	受注者は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。 なお、受注者は、防錆剤の使用については、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	(5)	受注者は、 溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。 なお、受注者は、防錆剤の使用については、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準の改定による

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	摘要
15. 塗装禁止箇所	受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30 μ m塗布するものとする。	15. 塗装禁止箇所	受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、 主桁や縦桁 上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30 μ m塗布するものとする。	
	④ 平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査しなければならない。	④	平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合は さらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が 基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査しなければならない。	文章の修正
(2)	受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）の外桁腹板に、ペイントまたは塩ビ系の粘着シートにより図3-2-3のとおり記録しなければならない。	(2)	受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）の外桁腹板に、ペイントまたは 耐候性に優れたフィルム状 の粘着シートにより図3-2-3のとおり記録しなければならない。	諸基準の改定による
3-2-4-5	場所打杭工	3-2-4-5	場所打杭工	
4. 杭頭処理	受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。		削除（以下、項番号修正）	3-2-4-14と施工手順を考慮し統合
14. 杭頭の処理	受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。	13. 杭頭の処理	受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、 場所打杭工の施工にあたり 、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。 オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。	諸基準により修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	摘要
3-2-6-3	アスファルト舗装の材料	3-2-6-3	アスファルト舗装の材料	
9. 上層路盤の材料規格	上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。	9. 上層路盤の材料規格	上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。	
(1)	粒度調整路盤材は、粒度調整碎石または、碎石、クラッシュラン、砂、スクリーニングス等を本項 (2) に示す粒度範囲に入るように混合したものとす。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表3-2-18の規格に適合するものとする。	(1)	粒度調整路盤材は、粒度調整碎石、 再生粒度調整碎石 、または、碎石、クラッシュラン、砂、スクリーニングス等を本項 (2) に示す粒度範囲に入るように混合したものとす。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表3-2-18の規格に適合するものとする。	文章の修正
	表3-2-18 上層路盤の品質規格		表3-2-18 上層路盤の品質規格	再生粒度調整碎石について 追記
3-2-6-8	半たわみ性舗装工	3-2-6-8	半たわみ性舗装工	
4. 適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	4. 適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」（日本道路協会、 平成25年12月 ）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映
3-2-6-9	排水性舗装工	3-2-6-9	排水性舗装工	
2. 適用規定 (2)	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧2-7施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2. 適用規定 (2)	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧2-7施工」（日本道路協会、 平成25年12月 ）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映
(4)	受注者は、塗料の可使時間は、表3-2-46の基準を遵守しなければならない。	(4)	受注者は、 多液形 塗料の可使時間は、表3-2-46の基準を遵守しなければならない。	諸基準の改定による
	表3-2-46 塗料の可使時間		表3-2-46 多液形 塗料の可使時間	諸基準の改定による
(5)	受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの 垂鉛粉末 製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	(5)	受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	諸基準の改定による
3-2-12-11	工場塗装工	3-2-12-11	工場塗装工	
	表3-2-57 塗装禁止条件		表3-2-57 塗装禁止条件	諸基準の改定による
(3)	受注者は、 現地溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。	(3)	受注者は、 溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。	諸基準の改定による
(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。 ただし、1ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに1点とする。	諸基準の改定による

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	摘要
	④ 平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。	④	平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。	文章の修正
3-2-13-1	一般事項	3-2-13-1	一般事項	
	本節は、橋梁仮設工として、地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）その他これらに類する工種について定める。		本節は、橋梁架設工として、地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）その他これらに類する工種について定める。	誤字の修正
3-2-14-2	植生工	3-2-14-2	植生工	
8. 芝串	受注者は、張芝の脱落を防止するため、張芝一枚当たり2～3本の芝串で固定しなければならない。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	8. 芝串	受注者は、張芝の脱落を防止するため、張芝1m ² 当たり20～30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	文書の修正
3-2-15-3	補強土壁工	3-2-15-3	補強土壁工	
5. 面状補強材の継ぎ目	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。	5. 盛土横断方向の面状補強材	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。	項目名の修正
6. 面状補強材の重ね合せ幅	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保しなければならない。	6. 盛土縦断方向の面状補強材	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。	諸基準の改定による
13. 壁面調整	受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面調整しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督員に連絡しなければならない。	13. 壁面材の調整	受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面材の調整をしなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督員に連絡しなければならない。	諸基準の改定による

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	摘要
第4編	河川編	第4編	河川編	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	改定年度を反映
第3章	樋門・樋管	第3章	樋門・樋管	
第3章	樋門・樋管	第3章	樋門・樋管	
	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	改定年度を反映
第4章	水門	第4章	水門	
第4章	水門	第4章	水門	
	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	改定年度を反映
第5章	堰	第5章	堰	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	改定年度を反映
4-5-6-1	一般事項	4-5-6-1	一般事項	
2. 適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2. 適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映
4-5-7-1	一般事項	4-5-7-1	一般事項	
2. 適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2. 適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映
4-5-8-1	一般事項	4-5-8-1	一般事項	
2. 適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2. 適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映
第6章	排水機場	第6章	排水機場	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	改定年度を反映
第7章	床止め・床固め	第7章	床止め・床固め	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	改定年度を反映

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	摘要
第5編	河川海岸編	第5編	河川海岸編	
第1章	堤防・護岸		改定なし	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	摘要
第6編	砂 防 編	第6編	砂 防 編	
6-1-6-1	一般事項	6-1-6-1	一般事項	
2. 適用規定	受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工—のり面工・斜面安定工指針 3設計と施工」（日本道路協会、平成21年6月）、「のり砕工の設計・施工指針第5章施工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年6月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	2. 適用規定	受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工—のり面工・斜面安定工指針 3設計と施工」（日本道路協会、平成21年6月）、「のり砕工の設計・施工指針第8章吹付砕工、第9章プレキャスト砕工、第10章現場打ちコンクリート砕工、第11章中詰工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年6月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	文書の修正
6-1-8-4	コンクリート堰堤本体工	6-1-8-4	コンクリート堰堤本体工	
4. 水平打継目の処理	受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除くと共に清掃しなければならない。	4. 水平打継目の処理	受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除き、 コンクリート表面を粗にし、 清掃しなければならない。	諸基準の改定による
9. コンクリートの養生	受注者は、コンクリートの養生を散水等により行わなければならない。コンクリートの養生方法については、外気温、配合、構造物の大きさを考慮して適切に行わなければならない。	9. コンクリートの養生	受注者は、コンクリートを 一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確認、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。	諸基準の改定による
第3章	斜面对策	第3章	斜面对策	
第2節	適用すべき諸基準	第2節	適用すべき諸基準	
	PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き (平成17年7月)		PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き (平成24年9月)	改定年度を反映

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文 (平成27年版)		新条文 (平成29年版)		
章節条項 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	摘要
第7編	ダ ム 編	第7編	ダ ム 編	
7-1-4-6	練りませ	7-1-4-6	練りませ	
2. ミキサの練りませ性能試験	受注者は、JIS A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法) によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。	2. ミキサの練りませ性能試験	受注者は、 JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ 第2部：練混ぜ性能試験方法) によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。	諸基準の修正
5.1練りの量及び練りませ時間の決定	受注者は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法) により試験を行ったうえで決定しなければならない。	5.1練りの量及び練りませ時間の決定	受注者は、1練りの量及び練りませ時間を JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ 第2部：練混ぜ性能試験方法) により試験を行ったうえで決定しなければならない。	諸基準の修正
(2)	受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法) により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。	(2)	受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、 JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ 第2部：練混ぜ性能試験方法) により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。	諸基準の修正
7-1-4-10	締固め	7-1-4-10	締固め	
2. 内部振動機	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、手持ち式内部振動機またはショベル系の機械に搭載した内部振動機を用いなければならない。	2. コンクリートの締固め	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、 棒状バイブレータ を用いなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い現場には型枠バイブレータを使用して 確実に締め固めなければならない。	諸基準の改定による
3. 内部振動機の性能	受注者は、設計図書に示す性能を有する内部振動機を用いなければならない。	3. 棒状バイブレータの性能	受注者は、設計図書に示す性能を有する 棒状バイブレータ を用いなければならない。	諸基準の改定による
4. 内部振動機の操作	受注者は、内部振動機を鉛直に差込み、コンクリート全体が一緒に締固められるようにし、層打ちの場合には、内部振動機が下層に入るようにしなければならない。	4. 棒状バイブレータの操作	受注者は、 棒状バイブレータ を鉛直に差込み、コンクリート全体が一緒に締固められるようにし、層打ちの場合には、 棒状バイブレータ が下層に入るようにしなければならない。	諸基準の改定による
	また、内部振動機を用いてコンクリートを横移動させてはならない。		また、 棒状バイブレータ を用いてコンクリートを横移動させてはならない。	諸基準の改定による
5. 内部振動時間	受注者は、コンクリートの体積の減少が認められなくなり、空気あわがはず、水が表面に現れて、コンクリート全体が均一に溶け合ったように見えるまで、内部振動を行わなければならない。	5. 締固め時間	受注者は、 粗骨材が表面に露出せず、上面にモルタルがあり、さらに人が上面に乗れるまで締固めを行わなければならない。	諸基準の改定による
	また、内部振動機は、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。		また、 棒状バイブレータ は、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。	諸基準の改定による
7-1-4-11	継目	7-1-4-11	継目	
4. レイタンス、浮き石の除去	受注者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、レイタンス、浮き石を確実に除去するものとし、その時期については、監督員と協議しなければならない。	4. レイタンス、浮き石の除去	受注者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、 既に打ち込まれたコンクリートの表面のレイタンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒等を完全に取り除き、コンクリート表面を粗にした後、十分に吸水させなければならない。 また、時期については、監督員と協議しなければならない。	諸基準の改定による
7-1-4-12	養生	7-1-4-12	養生	
2. 打込み直後の養生	受注者は、養生にあたっては、コンクリート打込み直後は灌水または表面をシート等で覆わなければならない。また、コンクリートが養生作業によって害を受けない程度に硬化した後は、常に湿潤状態に保つものとし、その方法、期間については設計図書によらなければならない。	2. 打込み直後の養生	受注者は、 コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。 養生方法の選定、期間については設計図書によらなければならない。	諸基準の改定による

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）		新条文（平成29年版）		
章節条項 (項目見出し)	現行条文	編章節条 (項目見出し)	新条文	摘要
第8編	道 路 編	第8編	道 路 編	
8-1-5-1	一般事項	8-1-5-1	一般事項	
2. 適用規定	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	2. 適用規定	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針 第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工 」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準による修正
8-1-5-1	一般事項	8-1-5-1	一般事項	
3. コンクリートの締固め	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、内部振動機を用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。	3. コンクリートの締固め	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、 棒状バイブレータ を用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。 ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。	諸基準の改定による
	図8-6-2 標示板の刻示標準図		図8-6-2 標示板の刻示標準図	諸基準と整合
8-7-4-6	横締め工	8-7-4-6	横締め工	
	① 引張装置のキャリブレーション		① ジャッキ のキャリブレーション	諸基準の改定による
8-7-4-6	横締め工	8-7-4-6	横締め工	
2. 適用規定	受注者は、ハンドガイド式除雪車により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」を参考とする。	2. 適用規定	受注者は、 クローラ・ハンドガイド式除雪車 により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」を参考とする。	工種体系ツリーとの整合
8-16-17-1	一般事項	8-16-17-1	一般事項	
2. 適用規定	法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針第7章吹付枠工、第8章プレキャスト枠工、第9章現場打ちコンクリート枠工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	2. 適用規定	法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針 第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工 」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準による修正

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文 (平成27年版)		新条文 (平成29年版)		摘要
章節条項 (項目見出し)	現行条文	章節条項 (項目見出し)	新条文	
第12編	土地改良編	第12編	土地改良編	
第4章	農道工事	第4章	農道工事	
第8節	カルバート工	第8節	カルバート工	
12-4-8-5	プレキャストカルバート工	12-4-8-5	プレキャストカルバート工	
3.	受注者は、プレキャストボックスの縦締め施工について、「道路土工-カルバート工指針7-2(2)2)敷設工」(日本道路協会 平成22年3月)の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して、事前に監督員の承諾を得るものとする。	3.	請負者は、プレキャストボックスの縦締め施工について、道路土工-カルバート工指針(公社)日本道路協会)7-2-(2)2)敷設工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して、事前に監督員の承諾を得るものとする。	
第14節	付帯施設工	第14節	付帯施設工	
12-4-14-3	標識工	12-4-14-3	標識工	
1.	一般事項	1.	一般事項	
(2)	受注者は、標識工の施工に当たり、道路標識設置基準・同解説(社)日本道路協会)、道路土工・施工指針(社)日本道路協会)及び道路標識ハンドブック(社)日本道路協会)によらなければならない。	(2)	受注者は、標識工の施工に当たり、道路標識設置基準・同解説(公社)日本道路協会)、道路土工-盛土工指針(公社)日本道路協会)及び道路標識ハンドブック(一社)全国道路標識・標示業協会)によらなければならない。	
第8章	管水路工事	第8章	管水路工事	
第2節	一般事項	第2節	一般事項	
12-8-2-1	適用すべき諸基準	12-8-2-1	適用すべき諸基準	
(8)	WSP 009-2004 (水管橋外面塗装基準)	(8)	WSP 009-2010 (水管橋外面防食基準)	
(9)	WSP 002-98 (水道用塗覆装鋼管現場施工基準)	(9)	WSP 002-2010 (水道用塗覆装鋼管現場施工基準)	
(26)	JIS G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管-第3部:外面プラスチック被覆)	(26)	JIS G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管-第3部:長寿命形外面プラスチック被覆)	
12-8-2-2	一般事項	12-8-2-2	一般事項	
3.	枕木及び梯子胴木基礎工	3.	枕木及び梯子胴木基礎工	
(1)	受注者は、枕木基礎は正確に高さを調整した後、管を布設し、くさびを打込んで管を設計図書に示す位置に保持するものとし、管底が枕木に点接触することのないよう施工しなければならない。	(1)	受注者は、枕木基礎の高さを正確に調整した後、管を設計図書に示す位置に保持するものとし、管底が枕木に点接触することのないよう施工しなければならない。	
12-8-6-4	鋼管布設工	12-8-6-4	鋼管布設工	
1.	工場製作	1.	工場製作	
(3)	塗覆装	(3)	塗覆装	
3)	外面の塗覆装は設計図書に示すものとするが、膜厚等の詳細仕様は、次表のとおりとする。	3)	外面の塗覆装は設計図書に示すものとするが、膜厚等の詳細仕様は、次表のとおりとする。	
	(表)		(表)	
2.	据付	2.	据付	
(3)	塗覆装	(3)	塗覆装	
3)	プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、WSP 012-2010プラスチック系を基本とする。	3)	プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、WSP 012-2014プラスチック系を基本とする。	
4)	基礎材が碎石の場合に塗覆装の保護を目的とし、JWWA K 153-2010に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。	4)	基礎材が碎石の場合に塗覆装の保護を目的とし、JWWA K 153-2014に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。	
第10章	ため池改修工事	第10章	ため池改修工事	
第6節	取水施設工	第6節	取水施設工	
12-10-6-3	取水ゲート工	12-10-6-3	取水ゲート工	
4.	受注者は、スルースバルブの捲揚機について、捲揚オネジ及びメネジがその荷重に耐えられる構造としなければならない。	4.	受注者は、スルースバルブの開閉装置について、おねじ及びめねじがその荷重に耐えられる構造としなければならない。	
5.	受注者は、オネジの軸受部について、開閉が容易に行えるようにベアリングを装置しなければならない。	5.	受注者は、おねじの軸受部について、開閉が容易に行えるようにベアリングを装置しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文 (平成27年版)		新条文 (平成29年版)		摘要
章節条項 (項目見出し)	現行条文	章節条項 (項目見出し)	新条文	
6.	受注者は、捲揚機に開閉度を表示する目盛板とハンドルの回転方向による開閉別を区分できる表示板を取付けなければならない。	6.	受注者は、 開閉装置 に開閉度を表示する目盛板とハンドルの回転方向による開閉別を区分できる表示板を取付けなければならない。	
12-10-6-4	土砂吐ゲート工	12-10-6-4	土砂吐ゲート工	
4.	受注者は、捲揚が円滑に行える構造としなければならない。	4.	受注者は、 開閉 が円滑に行える構造としなければならない。	
第11章	フィルダム工事	第11章	フィルダム工事	
第9節	監査廊	第9節	監査廊	
12-11-9-5	雑工	12-11-9-5	雑工	
	雑工事の施工については、本章12-11-3-2雑工の規定によるものとする。		雑工 の施工については、本章11-3-2雑工の規定によるものとする。	
第11節	ポーリンググラウチング工	第11節	グラウチング工	
第12章	コンクリートダム工事	第12章	コンクリートダム工事	
第6節	堤体工	第6節	堤体工	
12-12-6-1	コンクリート材料	12-12-6-1	コンクリート材料	
4.	練り混ぜ	4.	練り混ぜ	
(2)	受注者は、JIS A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法) によりミキサの練り混ぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確認して使用しなければならない。また、試験結果は監督員に提出しなければならない。	(2)	受注者は、 JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ-第2部: 練り混ぜ性能試験方法) によりミキサの練り混ぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確認して使用しなければならない。また、試験結果は監督員に提出しなければならない。	
(5)	受注者は、一練りの量及び練り混ぜ時間を、JIS A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法) により試験を行ったうえで決定しなければならない。受注者は、強制練りミキサを用いる場合、JIS A 1119により練り混ぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確認し、試験結果を監督員に提出するものとする。	(5)	受注者は、一練りの量及び練り混ぜ時間を、 JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ-第2部: 練り混ぜ性能試験方法) により試験を行ったうえで決定しなければならない。受注者は、強制練りミキサを用いる 場合には 、 JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ-第2部: 練り混ぜ性能試験方法) により練り混ぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確認し、試験結果を監督員に提出するものとする。	
12-12-6-2	コンクリート打設	12-12-6-2	コンクリート打設	
4.	締固め	4.	締固め	
(3)	受注者は、振動機を鉛直に差込み、コンクリート全体が一様に締固められるようにし、層打ちの場合には、振動機が下層に入るようにしなければならない。また、振動機を用いてコンクリートを横移動させてはならない。	(3)	受注者は、 棒状バイブレータ を鉛直に差込み、コンクリート全体が一様に締固められるようにし、層打ちの場合には、 棒状バイブレータ が下層に入るようにしなければならない。また、 棒状バイブレータ を用いてコンクリートを横移動させてはならない。	
(4)	受注者は、コンクリートの体積の減少が認められなくなり、空気あわがみみならず、水が表面に現れて、コンクリート全体が均一とみられるまで、内部振動を行わなければならない。また、内部振動機は、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないよ	(4)	受注者は、 粗骨材が表面に露出せず、上面にモルタルがあり、さらに人が上面に乗れるまで、締固め を行わなければならない。また、 棒状バイブレータ は、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。	
第7節	ポーリンググラウチング工	第7節	グラウチング工	
第13章	PC橋工事	第13章	PC橋工事	
第3節	コンクリート橋架設工	第3節	コンクリート橋架設工	
13-3-2	横組工	13-3-2	横組工	
4.	受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規程によらなければならない。	4.	受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規程によらなければならない。	
(1)	受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規程によるものを使用しなければならない。	(1)	受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規程によるものを使用しなければならない。	
2)	混和剤は、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。	2)	混和剤は、 ノンブリーディングタイプ を使用するものとする。	
5)	体積変化率は、体積変化率試験方法 (鉛直管方法) (JHS420-2004) に準じて求める値が-0.5~0.5%の範囲内であることを標準とする。	5)	体積変化率は、 PCグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法 (鉛直管方法) (JHS420-2004) に準じて求める値が-0.5~0.5%の範囲内であることを標準とする。	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文 (平成27年版)		新条文 (平成29年版)		摘要
章節条項 (項目見出し)	現行条文	章節条項 (項目見出し)	新条文	
7)	グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。	7)	グラウトに含まれる 塩化物イオン量 は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。	
第4節	橋梁付属物工	第4節	橋梁付属物工	
12-13-4-8	現場塗装工	12-13-4-8	現場塗装工	
8.	受注者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。塩分付着量の測定結果がNaCl 150mg/m ² 以上となった場合は、処置方法について監督員と協議するものとする。	8.	受注者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。塩分付着量の測定の結果、NaClが 50mg/m² 以上となった場合は、処置方法について監督員と協議するものとする。	
9.	受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。	9.	受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。	
(1)	塗布作業時の気温、湿度の制限	(1)	塗装禁止条件	
(4)	風が強いとき、及びじんあいが多いとき。	(4)	風が強いとき、及び 塵埃 が多いとき。	
13.	下塗り	13.	下塗り	
(2)	受注者は、塗料の塗り重ねに当たり、先に塗布した塗料が乾燥(硬化)状態になっていることを確認したうえで行わなければならない。	(2)	受注者は、塗料の塗り重ねに 当たっては、塗料ごとに定められた塗装間隔を守って塗装 しなければならない。	
(5)	受注者は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。ただし、錆の生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、防錆剤の使用について監督員の承諾を得るものとする。	(5)	受注者は、 溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取付や超音波探傷の施工などを考慮して決定する。 ただし、錆の生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、防錆剤の使用について監督員の承諾を得るものとする。	
15.	受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただし、プライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジंकリッチペイントを30μm塗布するものとする。	15.	受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただし、プライマーは除くものとする。また、 主桁や縦桁 上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジंकリッチペイントを30μm塗布するものとする。	
16.	検査	16.	検査	
(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎に25箇所(1箇所当たり5点測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎に25箇所(1箇所当たり5点測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。 ただし、1ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに1点とする。	
(6)	受注者は、次より塗膜厚の判定をしなければならない。	(6)	受注者は、次より塗膜厚の判定をしなければならない。	
4)	平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合、測定箇所を2倍行い、基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査するものとする。	4)	平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合には、 さらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査するものとする。	
第5節	舗装工	第5節	舗装工	
12-13-5-3	グースアスファルト舗装工	12-13-5-3	グースアスファルト舗装工	
9.	受注者は、設計アスファルト量の決定については、以下の各規定によらなければならない。	9.	受注者は、設計アスファルト量の決定については、以下の各規定によらなければならない。	
(1)	示方配合されたグースアスファルト混合物は次表の基準値を満足するものでなければならない。	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は次表の基準値を満足するものでなければならない。	
	(表) グースアスファルト混合物の基準値 [注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。		(表) グースアスファルト混合物の基準値 [注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧((公社) 日本道路協会)」を参照する。	
第15章	頭首工工事	第15章	頭首工工事	
第9節	管理橋上部工	第9節	管理橋上部工	
12-15-9-3	ポストテンションT (I) 桁製作工	12-15-9-3	ポストテンションT (I) 桁製作工	

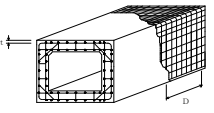
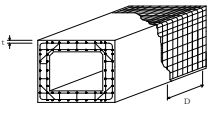
土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文 (平成27年版)		新条文 (平成29年版)		
章節条項 (項目見出し)	現行条文	章節条項 (項目見出し)	新条文	摘要
2.	受注者は、PCケーブルの施工について、次の規定によらなければならない。	2.	受注者は、PCケーブルの施工について、次の規定によらなければならない。	
(7)	定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびたり、損傷を受けたりしないように保護するものとする。なお、ねじは、J I S B 0207 (メートル細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	(7)	定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびたり、損傷を受けたりしないように保護するものとする。なお、ねじは、J I S B 0205 (一般メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	
12-15-9-5	プレキャストブロック桁組立工	12-15-9-5	プレキャストブロック桁組立工	
2.	受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。	2.	受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。	
(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、下表に示す条件を満足するものを使用するものとする。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。	(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質が 樹脂系接着剤 で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、下表に示す条件を満足するものを使用するものとする。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。	
	なお、接着剤の試験方法としては JSCE-H101-2010 プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤 (橋げた用) 品質規格 (案) コンクリート標準示方書・規準編 ((公社) 土木学会) によるものとする。		なお、接着剤の試験方法としては JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤 (橋げた用) 品質規格 (案) コンクリート標準示方書・規準編 ((公社) 土木学会) によるものとする。	
	(表) エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準		(表) エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準	
(2)	プレキャストブロックの接合面のレイタンス、ごみ、油などを取り除くものとする。	(2)	プレキャストブロックの接合面は、 緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート 、レイタンス、ごみ、油などを取り除くものとする。	
第17章	地すべり防止工事	第17章	地すべり防止工事	
第2節	一般事項	第2節	一般事項	
12-17-2-1	適用すべき諸基準	12-17-2-1	適用すべき諸基準	
(4)	地すべり鋼管杭設計要領 斜面防災対策技術協会	(4)	地すべり鋼管杭設計要領 (一社) 斜面防災対策技術協会	
(5)	地すべり対策技術設計実施要領 斜面防災対策技術協会	(5)	地すべり対策技術設計実施要領 (一社) 斜面防災対策技術協会	
第12節	アンカー工	第12節	アンカー工	
17-12-3	プレキャスト受圧版	17-12-3	プレキャスト 受圧板	
1.	受注者は、凸凹の著しい法面ではプレキャスト受圧版が密着しにくいので、あらかじめコンクリート又はモルタル吹付け工などで凸凹を少なくした後に施工しなければならない。	1.	受注者は、凸凹の著しい法面ではプレキャスト 受圧板 が密着しにくいので、あらかじめコンクリート又はモルタル吹付け工などで凸凹を少なくした後に施工しなければならない。	
2.	受注者は、プレキャスト受圧版を切土面に施工する場合、設計図書に基づいて平滑に切り取らなければならない。切り過ぎた場合には、粘性土を使用し、十分締固め整形しなければならない。	2.	受注者は、プレキャスト 受圧板 を切土面に施工する場合、設計図書に基づいて平滑に切り取らなければならない。切り過ぎた場合には、粘性土を使用し、十分締固め整形しなければならない。	
3.	受注者は、プレキャスト受圧版の施工に当たり、緩んだ転石、岩塊等は落下の危険がないよう除去しなければならない。	3.	受注者は、プレキャスト 受圧板 の施工に当たり、緩んだ転石、岩塊等は落下の危険がないよう除去しなければならない。	
4.	受注者は、プレキャスト受圧版の設置に当たり、基盤との密着を図り、アンカーピン等で滑動しないよう施工しなければならない。	4.	受注者は、プレキャスト 受圧板 の設置に当たり、基盤との密着を図り、アンカーピン等で滑動しないよう施工しなければならない。	
第18章	PCタンク工事	第18章	PCタンク工事	
第2節	一般事項	第2節	一般事項	
12-18-2-1	適用すべき諸基準	12-18-2-1	適用すべき諸基準	
(2)	プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (社) 土木学会	(2)	プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (公社) 土木学会	
(3)	水道用プレストレストコンクリートタンク設計施工指針・解説 (社) 日本水道協会	(3)	水道用プレストレストコンクリートタンク設計施工指針・解説 (公社) 日本水道協会	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年版）※石川県版							新条文（平成29年版）※石川県版								
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	摘要
13	0	0	0	0	1	第13編 森林土木編	13	0	0	0	0	1	第13編 森林土木編		
13	1	0	0	0	1	第1章 治山工事	13	1	0	0	0	1	第1章 治山工事		
13	1	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	13	1	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準		
13	1	2	0	1	4	林業・木材製造業労働災害防止協会 林業・木材製造業労働災害防止規程 (平成20年)	13	1	2	0	1	4	林業・木材製造業労働災害防止協会 林業・木材製造業労働災害防止規程 (平成27年)	改訂年度の修正	

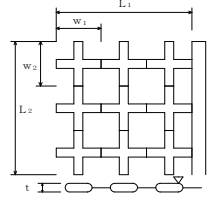
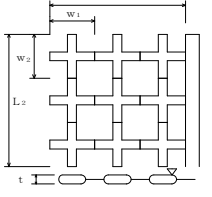
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

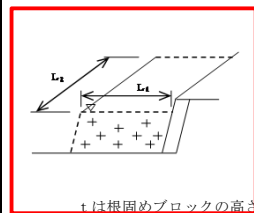
平成27年度										平成29年度										改定理由	
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径		1-3-7-4	1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径		1-3-7-4
						かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上										工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編13.2）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編 6.6）による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、3-3-4-12床版・横組工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルパート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編 6.6）による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルパート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。			

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

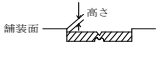
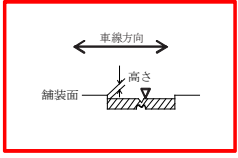
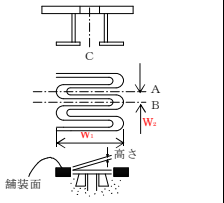
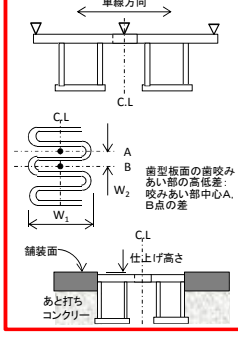
単位：mm

単位：mm

平成27年度										平成29年度										改定理由																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要														
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	17		根固めブロック工	基準高▽ 層 積	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3-2-3-17		3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	17		根固めブロック工	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-17	層積と乱積を区別し見直し													
							乱 積												± t / 2					幅、厚さは40個につき1箇所測定。	1 施工箇所毎	層積	厚さ t	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	1 施工箇所毎	乱積	基準高▽	± t / 2	1 施工箇所毎		
							厚 さ t												-20								幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	1 施工箇所毎				乱積	幅 W ₁ , W ₂		-20	1 施工箇所毎
							層 積												-20														幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		1 施工箇所毎	
							幅 w ₁ w ₂												乱 積					- t / 2	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	1 施工箇所毎	乱積	基準高▽	± t / 2	1 施工箇所毎						
							延長 L ₁ L ₂												層 積					-200				幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	1 施工箇所毎		乱積	延長 L ₁ , L ₂	- t / 2	1 施工箇所毎		
																			乱 積					- t / 2	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	1 施工箇所毎	乱積						1 施工箇所毎			
																												幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	1 施工箇所毎	乱積				1 施工箇所毎		
																									幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	1 施工箇所毎	乱積						1 施工箇所毎			
																												幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	1 施工箇所毎	乱積				1 施工箇所毎		
			幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	1 施工箇所毎	乱積			1 施工箇所毎																												



出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成27年度										平成29年度										改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	舗装面に対し 0~-2	両端及び中央部付近を測定。		3-2-3-24		3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。		3-2-3-24	測定箇所、測定方法の明確化	
						表面の凹凸	3											表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下						
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2																	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョ イント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点。		3-2-3-24	3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョ イント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点		3-2-3-24	測定箇所、測定方法の明確化
							車線方向各点 誤差の相対差	3										表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下						
							表面の凹凸	3											歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点					
							歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2																
							縦方向間隔W ₁	±2																
							横方向間隔W ₂	±5																
							仕上げ高さ	舗装面に対し0~-2																

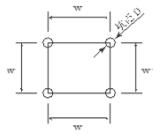
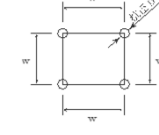
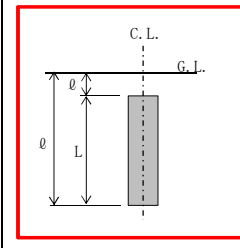
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成27年度										平成29年度										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。	3-2-3-31		3	2	3	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。 ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。	3-2-3-31		諸基準の改定

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

単位：mm

平成27年度								平成29年度								変更理由								
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番		工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	7	地 盤 改 良 工	9	固 結 工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ∇	-50	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1箇所に4本測定。	3-2-7-9	3	土 木 工 事 共 通 編	2	一 般 施 工	7	地 盤 改 良 工	9	固 結 工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ∇	-50	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1箇所に4本測定。	3-2-7-9	深度の説明を追加
								位 置 ・ 間 隔 w	D/4 以内											位 置 ・ 間 隔 w	D/4 以内			
								杭 径 D	設計値以上											杭 径 D	設計値以上			
								深 度 ℓ	設計値以上											全本数	深 度 ℓ	設計値以上		
																						L=01-02 01は改良体先端深度 02は改良体天端深度		
																								

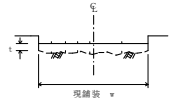
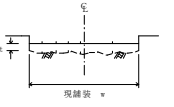
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

単位：mm

平成27年度										変更理由	平成29年度										変更理由										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所		摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要								
8	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合、 水平面の高低差を1mm以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量δを考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。	8-4-5-10		8	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合、 水平面の高低差を1mm以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量δを考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。	8-4-5-10		8	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)				
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10以上										可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10以上													
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5										4+0.5 × (B-2)	支承中心間隔 (橋軸直角方向)										±5	4+0.5 × (B-2)		
						水下 平姿 の 橋軸方向	1/100										可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5										橋軸方向	1/100	可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5
						橋軸直角方向																									
						可動支承の移動 可能量 注3)	温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上										可動支承の移動 可能量 注3)	温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上													
						8	4										5	10										2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5
可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10以上	可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10以上																												
支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5	4+0.5 × (B-2)	支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5	4+0.5 × (B-2)																										
支 承 度 の 水	1/300	可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5	橋軸方向	1/300	可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5																								
橋軸直角方向																															
可動支承の移動 可能量 注3)	温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上	可動支承の移動 可能量 注3)	温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上																												

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

平成27年度										平成29年度																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変更理由	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	変更理由	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)												個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)					
8	14	4	5		切削オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは40m毎に現鋪装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1箇所を割とし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		8-14-4-5			8	14	4	5		切削オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは40m毎に現鋪装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1箇所を割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		8-14-4-5			表記の修正
						幅 w	-25																			
						延長 L	-100																			
						平坦性	—												3m ² プロファイル(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下							

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196~197	○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197	○
	(JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197	○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	○	
ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	○			
練混ぜ水の水質試験	C	上水道水及び上水道水以外の水の場合	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	○	
		回収水の場合	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P602	○	

工種	改定(平成29年4月)							改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~P194	○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194	○
	(JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		[2007年制定]舗装標準示方書 舗装編P192	○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P193	○
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45	○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	○	
ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	○			
練混ぜ水の水質試験	C	上水道水及び上水道水以外の水の場合	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	○	
		回収水の場合	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P725	○	

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							試験成績表等による確認	摘要基準
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		
製造 (プラント)	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200	
		連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200		
		細骨材の表面水率試験 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1111 JIS A 1125	設計図書による	2回/日以上 1回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○ ○		
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	原則0.3kg/m3以下	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201
		単位水量測定	「レディーミキストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	○	平成15年10月2日 通達「レディーミキストコンクリートの品質確保について」	

工種	改定(平成29年4月)							試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要			
製造 (プラント)	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196	
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランブ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196	適用基準の改定に伴う変更	
		連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196			
		細骨材の表面水率試験 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1111 JIS A 1125	設計図書による	2回/日以上 1回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○ ○			
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	原則0.3kg/m3以下	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198	小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
		単位水量測定	「レディーミキストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	○	平成15年10月2日 通達「レディーミキストコンクリートの品質確保について」	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。	

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工 種	改定案(平成27年4月)							試験成績表等による確認	摘要基準
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		
		スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P504 道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋編 平成24年3月 P328		
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m3ごとに1回 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6個(σ7・・3個、σ28・・3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202		
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P423、426、434		
	必須	コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所にて採取し、1回につき原則として3個とする。		[2007年制定]舗装標準示方書 P265		
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
	その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112						
施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P216		
		テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所を5ヶ所実施。再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P283～286 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」		
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P472～474 「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法」		
		配筋状態及びひび割れ	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領」による	同左	同左	同左	『非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について』(H24.3.28. 国官技第357号)		
		強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	『非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について』(H24.3.28. 国官技第357号)		

工 種	改定(平成29年4月)							試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要			
		スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P504 道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋編 平成24年3月 P328		重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。	
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m3ごとに1回 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6個(σ7・・3個、σ28・・3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198		重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P506、509、518		重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。	
	必須	コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所にて採取し、1回につき原則として3個とする。		[2007年制定]舗装標準示方書 P265			
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。					
	その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112							
施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P211			
		テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所を5ヶ所実施。再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P335 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」			
	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P560 「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法」			
		配筋状態及びひび割れ	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領」による	同左	同左	同左	『非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について』(H24.3.28. 国官技第357号)			
		強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	『非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について』(H24.3.28. 国官技第357号)			

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

		改定案(平成27年4月)									
工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準		
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (2009年) P5, 8, 9, 10			
施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (2009年) P5, 8, 9, 10				
施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (2009年) P5, 8, 9, 10				
施工後試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30箇所ランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	超音波探傷検査は採取検査を原則とする。 採取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (2009年) P10, 11				

		改定(平成29年4月)									
工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘要基準		
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (2009年) P5, 8, 9, 10			
施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (2009年) P5, 8, 9, 10				
施工後試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	超音波探傷検査は採取検査を原則とする。 採取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (2009年) P10, 11				

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		
3 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○	道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 平成24年3月 P551
	施工	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。		JISハンドブック
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。			杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103 (試験項目), 126
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)			道路橋示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P553 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103 (試験項目), 126
	その他		鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	中掘り工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。		道路橋示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P553 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103 (試験項目), 126
		鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験		比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。			道路橋示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P560, 561, 564 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P176, 177
		鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	JIS A 1108	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²		道路橋示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P560, 562, 564

工種	改定(平成29年4月)							改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		
3 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○	道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 平成24年3月 P551
	施工	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。		JISハンドブック
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。			杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103 (試験項目), 126
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)			道路橋示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P553 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103 (試験項目), 126
	その他		鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	中掘り工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。		道路橋示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P553 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P103 (試験項目), 126
		鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験		比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。			道路橋示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P560, 561, 564 杭基礎施工便覧 平成19年1月 P176, 177
		鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	JIS A 1108	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²		道路橋示方書・同解説IV下部構造編 平成24年3月 P560, 562, 564

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							試験成績表等による確認	概要基準
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要		
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P78, 250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37, 38
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照			○	舗装施工便覧 P53, 250～251
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P78, 250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 84, 250～251
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 250～251	

工種	改定(平成29年4月)							試験成績表等による確認	概要基準	改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要			
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P78, 250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37, 38	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照			○	舗装施工便覧 P53, 250～251	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P78, 250～251 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37		
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 84, 250～251	
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満（コンクリートでは1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 250～251		

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

		改定案(平成27年4月)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	/	(規格値) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (試験基準) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	/	・全幅、全区間で実施する。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	/	舗装施工便覧 P262		
	その他		平板荷重試験	JIS A 1215	/	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	/	/		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	/	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	/	舗装施工便覧 P53	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	/	/	/	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	/	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	/	舗装施工便覧 P250～251, 262	

		改定(平成29年4月)							改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	/	(規格値) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (試験基準) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	/	・全幅、全区間で実施する。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	/	舗装施工便覧 P262		
	その他		平板荷重試験	JIS A 1215	/	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	/	/		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	/	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	/	舗装施工便覧 P53	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	/	/	/	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	/	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	/	舗装施工便覧 P250～251, 262	

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							試験成績表等による確認	摘要基準
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		
5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生 骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84, 250～251 舗装再生便覧 P18
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びFHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84, 250～251	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P53, 250～251
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84, 250～251	

工種	改定(平成29年4月)							試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要			
5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生 骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84, 250～251 舗装再生便覧 P18	
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びFHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84, 250～251		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P53, 250～251	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84, 250～251		

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工 種	改定案(平成27年4月)							試験成績表等による確認	摘要基準
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びFHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 250～251
			鉄鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下		○	舗装施工便覧 P54, 84, 250～251, 247	
			鉄鋼スラッグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 84, 250～251	
			鉄鋼スラッグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びFHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 84, 250～251

工 種	改定(平成29年4月)							試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要			
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びFHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 250～251	
			鉄鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下		○	舗装施工便覧 P54, 84, 250～251, 247		
			鉄鋼スラッグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 84, 250～251		
			鉄鋼スラッグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラッグ及びFHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 84, 250～251	

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							試験成績表等による確認	摘要基準
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		
5 上層路盤	材料 その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28,250～251	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P29,250～251		
施工 必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	(規格値) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (試験基準) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251				

工種	改定(平成29年4月)							試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要			
5 上層路盤	材料 その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28,250～251		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P29,250～251			
施工 必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	(規格値) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (試験基準) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251					

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

		改定案(平成27年4月)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。			舗装施工便覧 P262, 250～251	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ³ を超える場合は、10,000m ³ 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個 (10孔) で測定する。 (例) 3,001～10,000m ³ ：10個 10,001m ³ 以上の場合、10,000m ³ 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ³ の場合：6,000m ³ /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ³ 以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3個 (3孔) 以上で測定する。		(規格値) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (試験基準) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251		
	その他		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。			舗装施工便覧 P262	
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき (1～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P262, 250～251	

		改定(平成29年4月)							改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。			舗装施工便覧 P262, 250～251	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ³ を超える場合は、10,000m ³ 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個 (10孔) で測定する。 (例) 3,001～10,000m ³ ：10個 10,001m ³ 以上の場合、10,000m ³ 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ³ の場合：6,000m ³ /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ³ 以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3個 (3孔) 以上で測定する。		(規格値) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (試験基準) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251		
	その他		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。			舗装施工便覧 P262	
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき (1～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P262, 250～251	

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							試験成績表等による確認	概要基準
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		
8 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合計が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28, 250～251
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	○	舗装施工便覧 P28, 250～251		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	○	舗装施工便覧 P29, 250～251		
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	○	舗装施工便覧 P29, 250～251		
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	○	舗装施工便覧 P35, 250～251		
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	○	舗装施工便覧 P35, 250～251		
			その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合計が100t以上のもの	○
フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	○	舗装施工便覧 P36, 250～251					
フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下	○	舗装施工便覧 P36, 250～251					
フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下	○	舗装施工便覧 P36, 250～251					

工種	改定(平成29年4月)							試験成績表等による確認	概要基準	改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要			
8 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合計が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28, 250～251	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	○	舗装施工便覧 P28, 250～251			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	○	舗装施工便覧 P29, 250～251			
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	○	舗装施工便覧 P29, 250～251			
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	○	舗装施工便覧 P35, 250～251			
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	○	舗装施工便覧 P35, 250～251			
			その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合計が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P36, 250～251
フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	○	舗装施工便覧 P36, 250～251						
フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下	○	舗装施工便覧 P36, 250～251						
フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下	○	舗装施工便覧 P36, 250～251						

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							試験成績表等による確認	摘要基準
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		
8 アスファルト舗装	材料その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比: 2.0%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積が10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○	舗装施工便覧 P31, 250～251	
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度: 2.45g/cm ³ 以上 吸水率 : 3.0%以下		○	舗装施工便覧 P31, 250～251	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石: 30%以下 CSS : 50%以下 SS : 30%以下		○	舗装施工便覧 P28, 31, 250～251	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量: 12%以下		○	舗装施工便覧 P29, 250～251	
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量: 5%以下		○	舗装施工便覧 P29, 250～251	
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4		○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251	
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3		○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251	
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3		○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251	
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4		○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251	
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4		○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251	
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4		○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251	
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1		○	舗装施工便覧 P19, 250～251	
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4		○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251	
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4		○	舗装施工便覧 P21, 250～251	
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192			○	舗装施工便覧 P21, 250～251	
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3		○	舗装施工便覧 P21, 250～251	

工種	改定(平成29年4月)							試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要			
8 アスファルト舗装	材料その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比: 2.0%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積が10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○	舗装施工便覧 P31, 250～251		
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度: 2.45g/cm ³ 以上 吸水率 : 3.0%以下		○	舗装施工便覧 P31, 250～251		
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石: 30%以下 CSS : 50%以下 SS : 30%以下		○	舗装施工便覧 P28, 31, 250～251		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量: 12%以下		○	舗装施工便覧 P29, 250～251		
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量: 5%以下		○	舗装施工便覧 P29, 250～251		
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4		○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251		
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3		○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251		
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3		○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251		
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4		○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251		
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4		○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251		
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4		○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251		
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1		○	舗装施工便覧 P19, 250～251		
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4		○	舗装施工便覧 P19, 21, 250～251		
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4		○	舗装施工便覧 P21, 250～251		
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192			○	舗装施工便覧 P21, 250～251		
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3		○	舗装施工便覧 P21, 250～251		

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工 種	改定案(平成27年4月)							改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認
8 アスファルト舗装	ブランド	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263, 250～251
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度		○	舗装施工便覧 P263, 250～251	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内		○	舗装施工便覧 P263, 250～251	
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○	舗装施工便覧 P263	
その他	その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	舗装施工便覧 P255	
		ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	舗装施工便覧 P255	
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	舗装施工便覧 P255	
舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個 (10孔) で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3個 (3孔) 以上で測定する。	(規格値) 舗装施工便覧 P263 舗装設計施工指針 P304 (試験基準) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251	○	(規格値) 舗装施工便覧 P263 舗装設計施工指針 P304 (試験基準) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251	
		温度測定 (初転圧前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)。	○	舗装施工便覧 P110, 263	
		外観検査 (混合物)	目視				○	舗装施工便覧 P263	
その他	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回				

工 種	改定 (平成29年4月)							改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認
8 アスファルト舗装	ブランド	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263, 250～251
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度		○	舗装施工便覧 P263, 250～251	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内		○	舗装施工便覧 P263, 250～251	
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○	舗装施工便覧 P263	
その他	その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	舗装施工便覧 P255	
		ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	舗装施工便覧 P255	
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	舗装施工便覧 P255	
舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個 (10孔) で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3個 (3孔) 以上で測定する。	(規格値) 舗装施工便覧 P263 舗装設計施工指針 P304 (試験基準) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251	○	(規格値) 舗装施工便覧 P263 舗装設計施工指針 P304 (試験基準) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251	
		温度測定 (初転圧前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)。	○	舗装施工便覧 P110, 263	
		外観検査 (混合物)	目視				○	舗装施工便覧 P263	
その他	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回				

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							試験成績表等による確認	摘要基準
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		
9 転圧コンクリート	材料 必須 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	コンシステンシーVC試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 修正VC値：50秒	当初		舗装施工便覧 P144	
			マーシャル突き固め試験	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 締固め率：96%			舗装施工便覧 P144		
			ランマー突き固め試験	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 締固め率：97%			舗装施工便覧 P144		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P50		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P50		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。	舗装施工便覧 P40, 42	○	
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。		転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P48	○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	ホワイトベースに使用する場合：40%以下	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P17	○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下 (ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時	[2007年制定]舗装標準示方書 P186, 191	○	
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	舗装施工便覧 P43, 251
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のせん断圧縮強度による試験方法」による。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○	舗装施工便覧 P40, 251	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186, 191
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	0.5%以下		○	舗装施工便覧P41, P43, P251	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		○	舗装施工便覧P41, P43, P251	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C 回収水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P1
					塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 規準編 P195
					○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P602			

工種	改定(平成29年4月)							試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要			
9 転圧コンクリート	材料 必須 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	コンシステンシーVC試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 修正VC値：50秒	当初		舗装施工便覧 P144		
			マーシャル突き固め試験	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 締固め率：96%			舗装施工便覧 P144			
			ランマー突き固め試験	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 締固め率：97%			舗装施工便覧 P144			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P50			
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P50			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。	舗装施工便覧 P40, 42	○		
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。		転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54	○		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P48	○		
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	ホワイトベースに使用する場合：40%以下	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P17	○		
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下 (ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時	[2007年制定]舗装標準示方書 P186, 191	○		
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	舗装施工便覧 P43, 251	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のせん断圧縮強度による試験方法」による。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○	舗装施工便覧 P40, 251		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	[2007年制定]舗装標準示方書 P186, 191	
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	0.5%以下		○	舗装施工便覧P41, P43, P251		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		○	舗装施工便覧P41, P43, P251		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191～192		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191～192		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C 回収水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P1	
					塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	
					○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P725				

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							改定理由								
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認	摘要基準						
製造(プレキャスト)	その他	計量設備の計量精度	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内 コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: ・コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 ・コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 ・圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 ・空気量平均値からの差: 10%以下 ・スラブ平均値からの差: 15%以下 公称容量の1/2の場合: ・コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 ・コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200							
										連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スラブ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200	
										細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○	
										粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125		1回/日以上		○	
施工	必須	コンシステンシーVC試験	マッシュル突き固め試験	ランマー突き固め試験	コンクリートの曲げ強度試験	修正VC値の±10秒	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54							
										目標値の±1.5%	目標値の±1.5%	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54				
										2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54,60				
										温度測定(コンクリート)	温度計による。	2回/日(午前・午後)以上	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54			
										現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mlに1回(横断方向に3箇所)	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月		
										コアによる密度測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-300		1,000m2に1個の割合でコアを採取して測定	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月		

工種	改定(平成29年4月)							改定理由								
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認	摘要基準						
製造(プレキャスト)	その他	計量設備の計量精度	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内 コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: ・コンクリート中のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 ・コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 ・圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 ・コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 ・コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93,P196							
										連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スラブ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,P196	
										細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○	
										粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125		1回/日以上		○	
施工	必須	コンシステンシーVC試験	マッシュル突き固め試験	ランマー突き固め試験	コンクリートの曲げ強度試験	修正VC値の±10秒	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	○	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54							
										目標値の±1.5%	目標値の±1.5%	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54				
										2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54,60				
										温度測定(コンクリート)	温度計による。	2回/日(午前・午後)以上	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月 P54			
										現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mlに1回(横断方向に3箇所)	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月		
										コアによる密度測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-300		1,000m2に1個の割合でコアを採取して測定	転圧コンクリート舗装技術指針(案) 平成2年10月		

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)								改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
10 グース アスファルト 舗装	材料 必須	骨材のふるい分け 試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28,250～251	
			JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P28,250～251		
			JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	○	舗装施工便覧 P29,250～251			
			舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	○	舗装施工便覧 P29,250～251			
			JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	○	舗装施工便覧 P35,250～251			
			JIS A 5008	1%以下	○	舗装施工便覧 P35,250～251			
			その他	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P28,250～251	
JIS A 1122	損失量：12%以下	○	舗装施工便覧 P29,250～251						
JIS A 1126	軟石量：5%以下	○	舗装施工便覧 P29,250～251						
JIS K 2207	15～30(1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P22,250～251				
JIS K 2207	58～68℃	○	舗装施工便覧 P22,250～251						
JIS K 2207	10cm以上(25℃)	○	舗装施工便覧 P22,250～251						
JIS K 2207	86～91%	○	舗装施工便覧 P22,250～251						
JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上	○	舗装施工便覧 P22,250～251						
JIS K 2207	0.5%以下	○	舗装施工便覧 P22,250～251						
JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³	○	舗装施工便覧 P22,250～251						

工種	改定(平成29年4月)								改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
10 グース アスファルト 舗装	材料 必須	骨材のふるい分け 試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28,250～251	
			JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P28,250～251		
			JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	○	舗装施工便覧 P29,250～251			
			舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	○	舗装施工便覧 P29,250～251			
			JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	○	舗装施工便覧 P35,250～251			
			JIS A 5008	1%以下	○	舗装施工便覧 P35,250～251			
			その他	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P28,250～251	
JIS A 1122	損失量：12%以下	○	舗装施工便覧 P29,250～251						
JIS A 1126	軟石量：5%以下	○	舗装施工便覧 P29,250～251						
JIS K 2207	15～30(1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト(針入度20～40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P22,250～251				
JIS K 2207	58～68℃	○	舗装施工便覧 P22,250～251						
JIS K 2207	10cm以上(25℃)	○	舗装施工便覧 P22,250～251						
JIS K 2207	86～91%	○	舗装施工便覧 P22,250～251						
JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上	○	舗装施工便覧 P22,250～251						
JIS K 2207	0.5%以下	○	舗装施工便覧 P22,250～251						
JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³	○	舗装施工便覧 P22,250～251						

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工 種	改定案(平成27年4月)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認	摘要基準
10 グース アスファルト舗装	ブルー フラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法 便覧 [3]-315	貫入量(40℃)目標値 表層:1~4mm 基層:1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	舗装施工便覧 P206	
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法 便覧 [3]-320	3~20秒(目標値)			○	舗装施工便覧 P206	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39	300以上			○	土木工事共通仕様書 P198	
			曲げ試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-69	破断ひずみ(-10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上			○	土木工事共通仕様書 P198	
	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263, 250~251			
	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度			○	舗装施工便覧 P263, 250~251			
	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			○	舗装施工便覧 P263, 250~251			
温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト: 220℃以下 石 粉: 常温~150℃	随時			○	舗装施工便覧 P207, 263			
舗装現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。		測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		○			
11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		○	舗装設計施工指針 P160 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-155, [4]-158	設計図書による。			○	舗装設計施工指針 P160 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		○	舗装施工便覧 P265 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218~221	
			または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		○	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	
			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とす2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		○	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		○	舗装施工便覧 P265 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220

工 種	改定(平成29年4月)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認	摘要基準
10 グース アスファルト舗装	ブルー フラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法 便覧 [3]-315	貫入量(40℃)目標値 表層:1~4mm 基層:1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	舗装施工便覧 P206	
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法 便覧 [3]-320	3~20秒(目標値)			○	舗装施工便覧 P206	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39	300以上			○	土木工事共通仕様書 P198	
			曲げ試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-69	破断ひずみ(-10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上			○	土木工事共通仕様書 P198	
	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263, 250~251			
	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度			○	舗装施工便覧 P263, 250~251			
	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			○	舗装施工便覧 P263, 250~251			
温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト: 220℃以下 石 粉: 常温~150℃	随時			○	舗装施工便覧 P207, 263			
舗装現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。		測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		○			
11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		○	舗装設計施工指針 P160 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-155, [4]-158	設計図書による。			○	舗装設計施工指針 P160 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		○	舗装施工便覧 P265 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218~221	
			または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		○	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	
			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とす2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		○	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		○	舗装施工便覧 P265 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認	摘要基準
11 路床安定処理工	施工 その他	平板載荷試験	JIS A 1215			延長40mにつき1箇所割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	
			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマシナ)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。			道路土工盛土工指針 P259	
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料 その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。		当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			
			施工 必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218~221
				または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)
				「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220		
13 固結工	材料 必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。		当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			
			施工 必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。			
				たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマシナ)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。			

工種	改定(平成29年4月)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認	摘要基準
11 路床安定処理工	施工 その他	平板載荷試験	JIS A 1215			延長40mにつき1箇所割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	
			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマシナ)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。			道路土工盛土工指針 P259	
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料 その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。		当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			
			施工 必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218~221
				または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)
				「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220		
13 固結工	材料 必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1215	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。		当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			
			施工 必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。			
				たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマシナ)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。			

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		
14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)/日			
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201					グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月P96
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月P109, 110	
	その他	確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)					グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月P111	
	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。			・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月P112, 113	
15 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル P32	
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。				補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル P35	
	その他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル P37		
施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアルP170 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218~222 道路土工擁壁工指針 平成24年7月 P280		
	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1000m2未満: 10点 ・1000m2以上2000m2未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)				
	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による				

工種	改定(平成29年4月)							改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		
14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)/日			
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201					グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月P96
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月P109, 110	
	その他	確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)					グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月P111	
	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。			・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月P112, 113	
15 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル P32	
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。				補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル P35	
	その他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル P37		
施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアルP170 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218~222 道路土工擁壁工指針 平成24年7月 P280		
	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満: 5点 ・500m2以上1000m2未満: 10点 ・1000m2以上2000m2未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)				
	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による				

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

		改定案(平成27年4月)									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準		
16 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196~197	○	
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197	○
			(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)		JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	○		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	○		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の試験 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	○	
			回収水の場合 JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P602	○			

		改定(平成29年4月)							改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準		
16 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~194	○	
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194	○
			(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)		JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○	適用基準の改定に伴う変更	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P193	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45	○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	○		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	○		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の試験 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	○	
			回収水の場合 JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P725	○			

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

改定案(平成27年4月)								改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準
16 吹付工	構築 (プレキャスト) (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による		レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。		
			粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125			1回/日以上		
			計量設備の計量精度			水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200
ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200				
	連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下		[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200					
施工 その他	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201		
		スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201		
必須	構築	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程JSCE F561-2005	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P316	のり格工の設計・施工指針(改訂版)平成18年11月(社)全国特定法面保護協会 P55, P68	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202		
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				

改定(平成29年4月)								改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準
16 吹付工	構築 (プレキャスト) (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による		レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。		のり格工の設計・施工指針(改訂版)平成25年10月(社)全国特定法面保護協会
			粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125			1回/日以上		
			計量設備の計量精度			水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196
ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P92, P196		適用基準の改定に伴う変更		
	連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下		[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196					
施工 その他	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198	小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。	
		スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P297	重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。	
必須	構築	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程JSCE F561-2005	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P301	小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198	重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。	
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							試験成績表等による確認	摘要基準
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		
17 現場吹付法砕工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196～197
		その他(「JISマーク」表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 それ以外(砂等) 5.0%以下 それ以外(砂等) 5.0%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C 回収水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195
				その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P602

工種	改定(平成29年4月)							試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要				
17 現場吹付法砕工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193～194		
		その他(「JISマーク」表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193～194		
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193～194	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 それ以外(砂等) 5.0%以下 それ以外(砂等) 5.0%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193～194	適用基準の改定に伴う変更	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P193		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45		
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193～194		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193～194		
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191～192		
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191～192		
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C 回収水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編(土木学会規程) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192		
				その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P725		

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
17 現場吹付法砕工	製造	必須	細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		必須	粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
	その他	計量設備の計量精度			水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和剤：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差： 7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
施工	その他	スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	・参考値：18N/mm2以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○	
その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○		
その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○		
その他	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。				
その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				

工種	改定(平成29年4月)							改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	
17 現場吹付法砕工	製造	必須	細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		必須	粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
	その他	計量設備の計量精度			水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和剤：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
施工	その他	スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	
	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	・参考値：18N/mm2以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○	
その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○		
その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○		
その他	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。				
その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							試験成績表等による確認	概要基準
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要		
18 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		河川土工マニュアル P267	
			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		河川土工マニュアル P267
				土粒子の密度試験	JIS A 1202			河川土工マニュアル P267	
				土の含水比試験	JIS A 1203			河川土工マニュアル P267	
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205			河川土工マニュアル P267	
				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	必要に応じて。		河川土工マニュアル P267	
				土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説			河川土工マニュアル P267	
				土の圧密試験	JIS A 1217			河川土工マニュアル P267	
				土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説			河川土工マニュアル P267	
				土の透水試験	JIS A 1218			河川土工マニュアル P267	
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214)	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることできる。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。		河川土工マニュアルP73～76, 267		
			最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。					
			または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることできる。 【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしているが、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P267	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	
その他	必須	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	河川土工マニュアル P267		
その他	必須	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216		コーン指数が悪いとき。		河川土工マニュアル P267		

工種	改定(平成29年4月)							試験成績表等による確認	概要基準	改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要			
18 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		河川土工マニュアル P267		
			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		河川土工マニュアル P267	
				土粒子の密度試験	JIS A 1202			河川土工マニュアル P267		
				土の含水比試験	JIS A 1203			河川土工マニュアル P267		
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205			河川土工マニュアル P267		
				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	必要に応じて。		河川土工マニュアル P267		
				土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説			河川土工マニュアル P267		
				土の圧密試験	JIS A 1217			河川土工マニュアル P267		
				土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説			河川土工マニュアル P267		
				土の透水試験	JIS A 1218			河川土工マニュアル P267		
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214)	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることできる。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。		河川土工マニュアルP73～76, 267			
			最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。						
			または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることできる。 【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしているが、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P267	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)		
その他	必須	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による			
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	河川土工マニュアル P267			
その他	必須	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216		コーン指数が悪いとき。		河川土工マニュアル P267			

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

		改定案(平成27年4月)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	
	その他		土の粒度試験 土粒子の密度試験 土の含水比試験 土の液性限界・塑性限界試験 土の一軸圧縮試験 土の三軸圧縮試験 土の圧密試験 土のせん断試験 土の透水試験	JIS A 1204 JIS A 1202 JIS A 1203 JIS A 1205 JIS A 1216 地盤材料試験の方法と解説 JIS A 1217 地盤材料試験の方法と解説 JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			河川土工マニュアル P267 河川土工マニュアル P267 河川土工マニュアル P267 河川土工マニュアル P267 河川土工マニュアル P267 河川土工マニュアル P267 河川土工マニュアル P267 河川土工マニュアル P267 河川土工マニュアル P267	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		河川土工マニュアルP73～76, 267	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		河川土工マニュアル P267 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	
	その他		土の含水比試験 コーン指数の測定	JIS A 1203 舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。 トラフィカビリティが悪いとき。			河川土工マニュアル P267 河川土工マニュアル P267	
20 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			河川土工マニュアル P267	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		河川土工マニュアルP73～76, 267	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		河川土工マニュアル P267 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	
	その他		土の含水比試験 コーン指数の測定	JIS A 1203 舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。 トラフィカビリティが悪いとき。			河川土工マニュアル P267 河川土工マニュアル P267	

		改定(平成29年4月)							改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	
	その他		土の粒度試験 土粒子の密度試験 土の含水比試験 土の液性限界・塑性限界試験 土の一軸圧縮試験 土の三軸圧縮試験 土の圧密試験 土のせん断試験 土の透水試験	JIS A 1204 JIS A 1202 JIS A 1203 JIS A 1205 JIS A 1216 地盤材料試験の方法と解説 JIS A 1217 地盤材料試験の方法と解説 JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			河川土工マニュアル P267 河川土工マニュアル P267 河川土工マニュアル P267 河川土工マニュアル P267 河川土工マニュアル P267 河川土工マニュアル P267 河川土工マニュアル P267 河川土工マニュアル P267 河川土工マニュアル P267	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		河川土工マニュアルP73～76, 267	①規格値、試験基準を18 河川土工と同様にする必要がある。 ②小断面で施工延長が長いときに試験頻度が極端に多くなるため、現場の実態にあった検査頻度にする。
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		河川土工マニュアル P267 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	
	その他		土の含水比試験 コーン指数の測定	JIS A 1203 舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。 トラフィカビリティが悪いとき。			河川土工マニュアル P267 河川土工マニュアル P267	
20 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			河川土工マニュアル P267	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		河川土工マニュアルP73～76, 267	①19 海岸土工、20 砂防土工の「現場密度の測定」における「規格値」、「試験基準」を18 河川土工に合わせる。 ②小断面で施工延長が長いときに試験頻度が極端に多くなるため、現場の実態にあった検査頻度の設定に変更する。
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		河川土工マニュアル P267 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	
	その他		土の含水比試験 コーン指数の測定	JIS A 1203 舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。 トラフィカビリティが悪いとき。			河川土工マニュアル P267 河川土工マニュアル P267	

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		摘要基準
21 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時 (材料が岩砕の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			CBR試験(路床)	JIS A 1211					道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
	その他		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202					道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			土の含水比試験	JIS A 1203					道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説					道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	
			土の圧密試験	JIS A 1217					道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	
			土の透水試験	JIS A 1218					道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	

工種	改定(平成29年4月)								改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		摘要基準
21 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時 (材料が岩砕の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			CBR試験(路床)	JIS A 1211					道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
	その他		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202					道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			土の含水比試験	JIS A 1203					道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説					道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	
			土の圧密試験	JIS A 1217					道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	
			土の透水試験	JIS A 1218					道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

改定案(平成27年4月)								改定理由
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
21 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218~222
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	
			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220

改定(平成29年4月)								改定理由
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
21 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P218~222
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	
			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	種別	改定案(平成27年4月)							改定理由			
		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		摘要基準		
21 道路土工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220				
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220				
			含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220				
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		必要に応じて実施。 (例)トラフィカビリティが悪い時		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220				
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルメータ)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		道路土工盛土工指針 P259				
22 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石 : 約2.7g/cm3~2.5g/cm3 ・準硬石 : 約2.5g/cm3~2g/cm3 ・軟石 : 約2g/cm3未満	○				
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石 : 5%未満 ・準硬石 : 5%以上15%未満 ・軟石 : 15%以上	○				
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石 : 4903N/cm2以上 ・準硬石 : 980.66N/cm2以上 4903N/cm2未満 ・軟石 : 980.66N/cm2未満	○				
			岩石の形状	JIS A 5006	うすっぱらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。ただし、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。	JISハンドブック	○			
23 コンクリートダム	材料	必須	アルカリ骨材反応対策		「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196~197	○		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 吸水率: [2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197 ダムコンクリート編 P52, 53	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P47, 48	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197 ダムコンクリート編 P49, 54	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P44~45, 50		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P193	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材: 1.0%以下 (ただし、砕石で失われるものが砕石粉の場合は1.5%以下) 細骨材: 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下、砕砂で粘土、シルト等含まない場合は7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)			[2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P51, 54	○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P47, 50	適用基準の改定に伴う変更

工種	種別	改定(平成29年4月)							改定理由			
		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		摘要基準		
21 道路土工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220				
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220				
			含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220				
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		必要に応じて実施。 (例)トラフィカビリティが悪い時		道路土工盛土工指針 平成22年4月 P220				
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルメータ)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		道路土工盛土工指針 P259				
22 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石 : 約2.7g/cm3~2.5g/cm3 ・準硬石 : 約2.5g/cm3~2g/cm3 ・軟石 : 約2g/cm3未満	○				
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石 : 5%未満 ・準硬石 : 5%以上15%未満 ・軟石 : 15%以上	○				
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石 : 4903N/cm2以上 ・準硬石 : 980.66N/cm2以上 4903N/cm2未満 ・軟石 : 980.66N/cm2未満	○				
			岩石の形状	JIS A 5006	うすっぱらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。ただし、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。	JISハンドブック	○			
23 コンクリートダム	材料	必須	アルカリ骨材反応対策		「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~194	○		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 吸水率: [2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197 ダムコンクリート編 P52, 53	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 193~194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P47, 48	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197 ダムコンクリート編 P49, 54	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P44~45, 50		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P193	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材: 1.0%以下 (ただし、砕石で失われるものが砕石粉の場合は1.5%以下) 細骨材: 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下、砕砂で粘土、シルト等含まない場合は7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)			[2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P51, 54	○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P47, 50	適用基準の改定に伴う変更

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		摘要基準	
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P54		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 ダムコンクリート編 P51, 54	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 ダムコンクリート編 P50, 52	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197 ダムコンクリート編 P53	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C 回収水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2007年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P602	
23 コンクリートダム	製造(フランク)マーク表示されたレディミキストコンクリート	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200		
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200			
		細骨材の表面水率試験 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1111 JIS A 1125	設計図書による	2回/日以上 1回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。		○ ○			
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前1回以上コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201		

工種	改定(平成29年4月)								改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		摘要基準	
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P50		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193～194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P47, 50	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 193～194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P45, 48～49	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193～194 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P49	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C 回収水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2012年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P725	
23 コンクリートダム	製造(フランク)マーク表示されたレディミキストコンクリート	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196		
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランブ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P411 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196	適用基準の改定に伴う変更		
		細骨材の表面水率試験 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1111 JIS A 1125	設計図書による	2回/日以上 1回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。		○ ○			
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前1回以上コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197	重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。	

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工 種	改定案(平成27年4月)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認	摘要基準
			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	「レディミクストコンクリートの品質確保について」 (平成15年10月2日)		
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められる場合	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)		※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、橋門、種管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P423, 426, 434 [2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P37		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P38～40			
			温度測定(気温・コンクリート)		温度計による。					
	その他		コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上			
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				

工 種	改定(平成29年4月)							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認	摘要基準
			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	「レディミクストコンクリートの品質確保について」 (平成15年10月2日)		重要構造物以外及び小規模工種での適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められる場合	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197		小規模工種での適用について、累積打設量150m ³ ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)		※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、橋門、種管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P423, 426, 434 [2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P37		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P506, 509, 518 [2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P33
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P38～40			[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編 P34～35
			温度測定(気温・コンクリート)		温度計による。					
	その他		コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上			
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。				

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							改定理由					
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要		試験成績表等による確認	概要基準			
24 覆工コンクリート(NATM)	材料 必須 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港湾第35号、国空建第78号)	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196~197			
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196~197			
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については適用を参照)		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材)			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197		
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下		工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197		
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197		
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47		
骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197				
24 覆工コンクリート(NATM)	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下		工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196~197			
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195		
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202								○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195	
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上		工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。			○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195		
		回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。						○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編(JIS規格集) P602	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下		工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194		
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上					○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	
24 覆工コンクリート(NATM)	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P193		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45		
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。					○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下		工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194		
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上					○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202									○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上		工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。				○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	
回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。							○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(JIS規格集) P725		

工種	改定(平成29年4月)							改定理由					
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要		試験成績表等による確認	概要基準			
24 覆工コンクリート(NATM)	材料 必須 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港湾第35号、国空建第78号)	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193~194			
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194		
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については適用を参照)		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材)				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下		工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。					○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193~194	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)					○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P193	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。					○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45	
24 覆工コンクリート(NATM)	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下		工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194		
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上					○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192	
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202									○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191~192
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上		工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。				○	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(土木学会規準) P1 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192	
		回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。							○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編(JIS規格集) P725
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下		工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193~194	

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							改定理由		
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	摘要基準			
製造(プラントは除く)	その他	計量設備の計量精度	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内 コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: ・コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 ・コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 ・圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 ・空気量平均値からの差: 10%以下 ・スランブ平均値からの差: 15%以下 公称容量の1/2の場合: ・コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 ・コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200		
		ミキサの練混ぜ性能試験								連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502
	細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○			
		粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125	JIS A 1125	1回/日以上		○			
	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	
単位水量測定			「レディーミキストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)、重要構造物の場合は重要度に応じて100~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	「レディーミキストコンクリートの品質確保について」(平成15年10月2日)	○		
コンクリートの圧縮強度試験			JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3から150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7.0・3個、σ28.0・3個)とする。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202	
塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にはまたがる場合は、午前には1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201		
空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。				○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P423, 426, 434		
その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			○			
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	JIS A 1112	1回 品質に異常が認められた場合に行う。			○		

工種	改定(平成29年4月)							改定理由		
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	摘要基準			
製造(プラントは除く)	その他	計量設備の計量精度	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内 コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: ・コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 ・コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 ・圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 ・コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 ・コンシステンシー(スランブ)の偏差率: 15%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196		
		ミキサの練混ぜ性能試験								連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502
	細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○			
		粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125	JIS A 1125	1回/日以上		○			
	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた		○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
単位水量測定			「レディーミキストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	「レディーミキストコンクリートの品質確保について」(平成15年10月2日)	○		重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。
コンクリートの圧縮強度試験			JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3から150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7.0・3個、σ28.0・3個)とする。			○	[2012制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198	
塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にはまたがる場合は、午前には1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。			○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198		
空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。				○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197~198 [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P506, 509, 518	重要構造物以外の適用について、累積打設量150m3ごとに1回と解釈されることを防ぐ文章に変更。	
その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			○			
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	JIS A 1112	1回 品質に異常が認められた場合に行う。			○		

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P216
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (土木学会規準) P283～286 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」
	その他		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P472～474 「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法」
25 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196～197
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	

工種	改定(平成29年4月)							改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P211
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (土木学会規準) P335 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」
	その他		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	[2013年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS規格集) P560 「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法」
25 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P38, P69, P193～194
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P193～194 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193～194 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193～194 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P193 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上			[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193～194 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
25 吹付けコンクリート(NATM)	計量設備の計量精度 その他 ミキサの練混ぜ性能試験 連続ミキサの場合 細骨材の表面水率試験 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1122	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○ [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。工事開始前、工事中1回/月以上		○ トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○ [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○ [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C 回収水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○ [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 ○ [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 ○ [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195 ○ [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P602
25 吹付けコンクリート(NATM)	計量設備の計量精度 その他 ミキサの練混ぜ性能試験 連続ミキサの場合 細骨材の表面水率試験 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○ [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97, 200	
			公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差5%以下	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○ [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200	
			連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下			○ [2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P355 ○ [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200
			JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
			JIS A 1125	1回/日以上。			○	
施工	必須	JIS A 1108 土木学会規程 JSCE F561-2005	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。	○ [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	
			コンクリートの圧縮強度試験	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。		○ [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		○ [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		○ [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

工種	改定(平成29年4月)							改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
25 吹付けコンクリート(NATM)	計量設備の計量精度 その他 ミキサの練混ぜ性能試験 連続ミキサの場合 細骨材の表面水率試験 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1122	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○ [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, P50, P193～194 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。工事開始前、工事中1回/月以上		○ トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237 [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191～192
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○ [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191～192
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○ [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191～192
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C 回収水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○ [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 ○ [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 ○ [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P192 ○ [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P725
25 吹付けコンクリート(NATM)	計量設備の計量精度 その他 ミキサの練混ぜ性能試験 連続ミキサの場合 細骨材の表面水率試験 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○ [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196	
			公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランブ)の偏差率：15%以下	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランブ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○ [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P93, P196	
			連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下			○ [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P411 ○ [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196
			JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
			JIS A 1125	1回/日以上。			○	
施工	必須	JIS A 1108 土木学会規程 JSCE F561-2005	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。	○ [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P198～199	
			コンクリートの圧縮強度試験	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。		○ [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P298 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		○ [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		○ [2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197～198 ○ [2013年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (JIS規格集) P506, 509, 518
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							改定理由				
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認	摘要基準		
26 ロックボルト(NATM)	材料 その他 施工	必須	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○	トンネル標準仕方書〔山岳工法編〕・同解説 2006 P239			
			モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		○	トンネル標準仕方書〔山岳工法編〕・同解説 2006 P241			
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		○	トンネル標準仕方書〔山岳工法編〕・同解説 2006 P241			
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両		○	トンネル標準仕方書〔山岳工法編〕・同解説 2006 P241			
27 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		○	舗装施工便覧 P250, 251 舗装再生便覧 P72		
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時				○	舗装再生便覧 P72 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。						○	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下						○	舗装再生便覧 P72 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上					○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, P194～195
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202							○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, P194～195
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214)	基準密度の93%以上。 X10 95.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。			○	舗装施工便覧 P262 舗装再生便覧 P91, 135, 136			
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時				○	舗装再生便覧 P77, 91	
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69				CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。			○	舗装再生便覧 P73, 91
			含水比試験	JIS A 1203		1～2回/日					○	舗装再生便覧 P91

工種	改定(平成29年4月)							改定理由				
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認	摘要基準		
26 ロックボルト(NATM)	材料 その他 施工	必須	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○	トンネル標準仕方書〔山岳工法編〕・同解説 2006 P239			
			モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		○	トンネル標準仕方書〔山岳工法編〕・同解説 2006 P241			
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		○	トンネル標準仕方書〔山岳工法編〕・同解説 2006 P241			
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両		○	トンネル標準仕方書〔山岳工法編〕・同解説 2006 P241			
27 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		○	舗装施工便覧 P250, 251 舗装再生便覧 P72		
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時				○	舗装再生便覧 P72 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。						○	道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下						○	舗装再生便覧 P72 道路土工盛土工指針 平成22年4月 P217
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上					○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191～192
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202							○	[2012年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P43, P191～192
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214)	基準密度の93%以上。 X10 95.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。			○	舗装施工便覧 P262 舗装再生便覧 P91, 135, 136			
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時				○	舗装再生便覧 P77, 91	
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69				CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。			○	舗装再生便覧 P73, 91
			含水比試験	JIS A 1203		1～2回/日					○	舗装再生便覧 P91

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							試験成績表等による確認	摘要基準
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		
28 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P95	
			旧アスファルトの軟化点					舗装再生便覧 P95	
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91				舗装再生便覧 P95	
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P95	
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238				舗装再生便覧 P95	
	施工	必須	既設表層混合物のふり分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14				舗装再生便覧 P95	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			○ アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P179, 97	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡:10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	○ アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P201 舗装再生便覧 P111, 135, 136	
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P183	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m2毎		舗装再生便覧 P108, 111 舗装再生便覧 P111	
その他		粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	舗装施工便覧 P263		
		粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内			舗装再生便覧 P111 舗装施工便覧 P263		
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			舗装再生便覧 P111 舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111		

工種	改定(平成29年4月)							試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要			
28 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P95		
			旧アスファルトの軟化点					舗装再生便覧 P95		
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91				舗装再生便覧 P95		
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	舗装再生便覧 P95		
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238				舗装再生便覧 P95		
	施工	必須	既設表層混合物のふり分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14				舗装再生便覧 P95		
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			○ アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P179, 97		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡:10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	○ アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P201 舗装再生便覧 P111, 135, 136		
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P183		
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m2毎		舗装再生便覧 P108, 111 舗装再生便覧 P111		
その他		粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	舗装施工便覧 P263			
		粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内			舗装再生便覧 P111 舗装施工便覧 P263			
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			舗装再生便覧 P111 舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111			

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工 種	改定案(平成27年4月)							試験成績表等による確認	摘要基準
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28,119,188～191,250～251
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS)表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	○	舗装施工便覧 P250～251,28		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	○	舗装施工便覧 P250～251,29		
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	○	舗装施工便覧 P250～251,29		
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	○	舗装施工便覧 P250～251,34		
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	○	舗装施工便覧 P250～251,35		
			その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P250～251,36
	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	○	舗装施工便覧 P250～251,36				
	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	○	舗装施工便覧 P250～251,31 排水性舗装技術指針(案)P20				
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下	○	舗装施工便覧 P250～251,28,31				
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	○	舗装施工便覧 P250～251,29				
	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	○	舗装施工便覧 P250～251,29				
	針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上	○	舗装施工便覧 P250～251,21				
	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	○	舗装施工便覧 P250～251,21				
	伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)	○	舗装施工便覧 P250～251,21				
	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上	○	舗装施工便覧 P250～251,21				
	薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	○	舗装施工便覧 P250～251,21				
	薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	○	舗装施工便覧 P250～251,21				
	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス：20N・m	○	舗装施工便覧 P250～251,21				
	密度試験	JIS K 2207		○	舗装施工便覧 P250～251,21				

工 種	改定(平成29年4月)							試験成績表等による確認	摘要基準	改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要			
29 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28,119,188～191,250～251	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS)表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	○	舗装施工便覧 P250～251,28			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	○	舗装施工便覧 P250～251,29			
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	○	舗装施工便覧 P250～251,29			
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	○	舗装施工便覧 P250～251,34			
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	○	舗装施工便覧 P250～251,35			
			その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○	舗装施工便覧 P250～251,36	
	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	○	舗装施工便覧 P250～251,36					
	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	○	舗装施工便覧 P250～251,31 排水性舗装技術指針(案)P20					
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下	○	舗装施工便覧 P250～251,28,31					
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	○	舗装施工便覧 P250～251,29					
	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	○	舗装施工便覧 P250～251,29					
	針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上	○	舗装施工便覧 P250～251,21					
	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	○	舗装施工便覧 P250～251,21					
	伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)	○	舗装施工便覧 P250～251,21					
	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上	○	舗装施工便覧 P250～251,21					
	薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	○	舗装施工便覧 P250～251,21					
	薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	○	舗装施工便覧 P250～251,21					
	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス：20N・m	○	舗装施工便覧 P250～251,21					
	密度試験	JIS K 2207		○	舗装施工便覧 P250～251,21					

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工 種	改定案(平成27年4月)							改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認
フラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263, 250～251	
		粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263, 250～251	
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○	舗装施工便覧 P263, 250～251	
		温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○		
	その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	舗装施工便覧 P255	
	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	舗装施工便覧 P255		
	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	舗装施工便覧 P255		
	カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○	舗装施工便覧 P124		
舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)			
		現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X ₁₀ 1,000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000m ² ごと。				
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個 (10孔) で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3個 (3孔) 以上で測定する。		舗装施工便覧P263、P250～251 舗装設計施工指針 P312		
		外観検査 (混合物)	目視		随時		舗装施工便覧 P263		

工 種	改定 (平成29年4月)							改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要		試験成績表等による確認
フラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263, 250～251	
		粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	①施工面積が10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t未満(コンクリートでは1,000m ³ 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P263, 250～251	
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○	舗装施工便覧 P263, 250～251	
		温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○		
	その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	舗装施工便覧 P255	
	ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	舗装施工便覧 P255		
	ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	舗装施工便覧 P255		
	カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○	舗装施工便覧 P124		
舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)			
		現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X ₁₀ 1,000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000m ² ごと。				
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個 (10孔) で測定する。 (例) 3,001～10,000m ² ：10個 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合：6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3個 (3孔) 以上で測定する。		舗装施工便覧P263、P250～251 舗装設計施工指針 P312		
		外観検査 (混合物)	目視		随時		舗装施工便覧 P263		

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

		改定案(平成27年4月)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	3.8%以上			○	舗装再生便覧 P11, 60	
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回。		○	舗装再生便覧 P11, 60	
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75 μmふるいにとどまるものと、水洗後の75 μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○	舗装再生便覧 P11, 60	
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○	舗装再生便覧 P24	
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○	舗装再生便覧 P59, 60, 61	
			粒度 (75 μmフルイ)		75 μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75 μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	舗装再生便覧 P59, 60, 61	
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	舗装再生便覧 P59, 60, 61	
	その他		水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			耐流動性の確認	○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28	
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			耐磨耗性の確認	○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28	
	舗設現場	必須	外観検査 (混合物)	目視		随時			舗装再生便覧P60, 61	
			温度測定 (初転圧前)	温度計による。			測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)		舗装再生便覧P60, 61	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上 (再アスしよりの場合は基準密度の93%以上) を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個 (10孔) で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3個 (3孔) 以上で測定する。		○	舗装再生便覧P60, 61, 135, 136	

		改定 (平成29年4月)							改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	3.8%以上			○	舗装再生便覧 P11, 60	
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回。		○	舗装再生便覧 P11, 60	
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75 μmふるいにとどまるものと、水洗後の75 μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○	舗装再生便覧 P11, 60	
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○	舗装再生便覧 P24	
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○	舗装再生便覧 P59, 60, 61	
			粒度 (75 μmフルイ)		75 μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75 μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	舗装再生便覧 P59, 60, 61	
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	舗装再生便覧 P59, 60, 61	
	その他		水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39			耐流動性の確認	○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28	
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17			耐磨耗性の確認	○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28	
	舗設現場	必須	外観検査 (混合物)	目視		随時			舗装再生便覧P60, 61	
			温度測定 (初転圧前)	温度計による。			測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)		舗装再生便覧P60, 61	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上 (再アスしよりの場合は基準密度の93%以上) を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個 (10孔) で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3個 (3孔) 以上で測定する。		○	舗装再生便覧P60, 61, 135, 136	

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	改定案(平成27年4月)							改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
32 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100μm以下(ただし、切削による場合は50μm以下)	最大表面粗さとは、JIS B 0601(2001)に規定する最大高さ粗さRZとする。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下	ノッチ深さとは、ノッチ上線から谷までの深さを示す。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440
			上線の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440
			平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
			ベベル精度	計測器による計測				
33 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460
			型曲げ試験(19mm未満裏曲げ)(19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片試験片の個数：各部位につき3		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査 18.4.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 473, 478

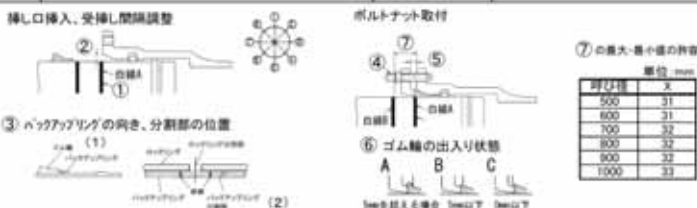
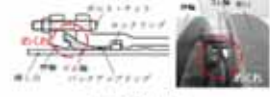

工種	改定(平成29年4月)							改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
32 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100μm以下(ただし、切削による場合は50μm以下)	最大表面粗さとは、JIS B 0601(2001)に規定する最大高さ粗さRZとする。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下	ノッチ深さとは、ノッチ上線から谷までの深さを示す。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440
			上線の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P440
			平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
			ベベル精度	計測器による計測				
33 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460
			型曲げ試験(19mm未満裏曲げ)(19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片試験片の個数：各部位につき3		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 460
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査 18.4.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459, 473, 478

平成29年度 品質管理基準 新旧対照表

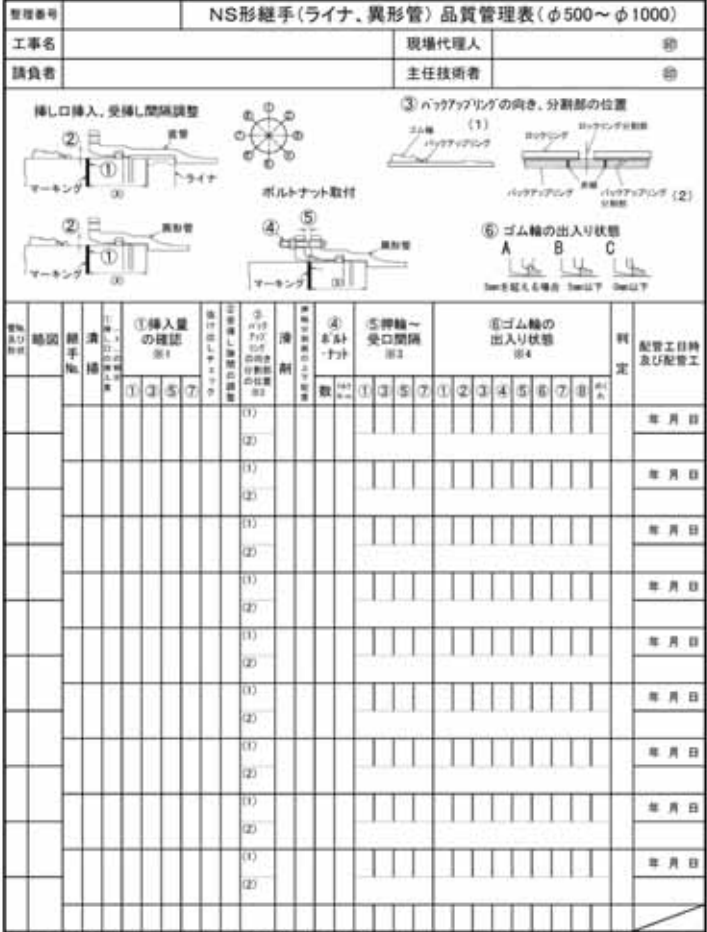
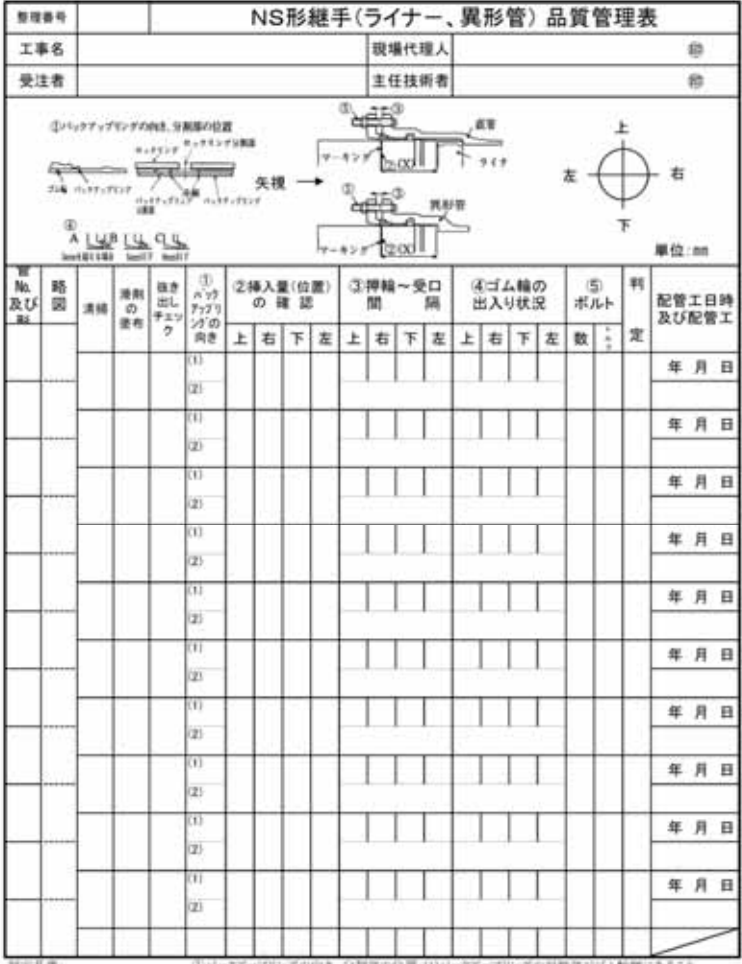
		改定案(平成27年4月)								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm ² 以上、引張強さは 400~550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはならない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459	
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459	
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいすず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.5に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考になる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P477	
			外観検査(割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	
			外観形状検査(ビード表面のピット)	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個としビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	
			外観形状検査(ビード表面の凹凸)						道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	
			外観形状検査(アングァーカット)			「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.4に各継手の強度等級を満たすうえでのアングァーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアングァーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考になる。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	
			外観検査(オーバーラップ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	
			外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	
			外観形状検査(余盛高さ)		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてもよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473	
			外観形状検査(アークスタッド)		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラック及びスラグ巻込み：あってはならない。 ・アングァーカット：するどい切欠状のアングァーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げ合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)を超えては				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473	
	その他		ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜き取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473, 474	

		改定(平成29年4月)							改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm ² 以上、引張強さは 400~550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはならない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459	
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P459	
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいすず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.5に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考になる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P477	
			外観検査(割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	○	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	
			外観形状検査(ビード表面のピット)	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個としビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	
			外観形状検査(ビード表面の凹凸)						道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	
			外観形状検査(アングァーカット)			「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.4に各継手の強度等級を満たすうえでのアングァーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアングァーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考になる。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	
			外観検査(オーバーラップ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	
			外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P472	
			外観形状検査(余盛高さ)		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてもよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473	
			外観形状検査(アークスタッド)		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラック及びスラグ巻込み：あってはならない。 ・アングァーカット：するどい切欠状のアングァーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げ合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)を超えては				道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473	
	その他		ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜き取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。		道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成24年3月 P473, 474	

石川県土木工事施工管理基準（平成 29 年 4 月） 一部改正新旧対照表

頁	改 正 後	現 行																												
	3 . 施工管理記録様式	3 . 施工管理記録様式																												
3-27	<div data-bbox="336 359 1075 1300"> <p>整理番号</p> <p>工事名</p> <p>現場代理人</p> <p>請負者</p> <p>主任技術者</p> <p>NS形継手 品質管理表(φ500~φ1000)</p>  <p>⑦の最大・最小値の許容値</p> <table border="1" data-bbox="929 510 1052 630"> <thead> <tr> <th>呼び径 X</th> <th>単位 mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>500</td><td>31</td></tr> <tr><td>600</td><td>31</td></tr> <tr><td>700</td><td>32</td></tr> <tr><td>800</td><td>32</td></tr> <tr><td>900</td><td>32</td></tr> <tr><td>1000</td><td>33</td></tr> </tbody> </table> <p>①挿入量(位置)の確認</p> <p>②挿入量(位置)の確認</p> <p>③挿入量(位置)の確認</p> <p>④挿入量(位置)の確認</p> <p>⑤挿入量(位置)の確認</p> <p>⑥挿入量(位置)の確認</p> <p>⑦挿入量(位置)の確認</p> <p>⑧挿入量(位置)の確認</p> <p>⑨挿入量(位置)の確認</p> <p>⑩挿入量(位置)の確認</p> <p>⑪挿入量(位置)の確認</p> <p>⑫挿入量(位置)の確認</p> <p>⑬挿入量(位置)の確認</p> <p>⑭挿入量(位置)の確認</p> <p>⑮挿入量(位置)の確認</p> <p>⑯挿入量(位置)の確認</p> <p>⑰挿入量(位置)の確認</p> <p>⑱挿入量(位置)の確認</p> <p>⑲挿入量(位置)の確認</p> <p>⑳挿入量(位置)の確認</p> <p>㉑挿入量(位置)の確認</p> <p>㉒挿入量(位置)の確認</p> <p>㉓挿入量(位置)の確認</p> <p>㉔挿入量(位置)の確認</p> <p>㉕挿入量(位置)の確認</p> <p>㉖挿入量(位置)の確認</p> <p>㉗挿入量(位置)の確認</p> <p>㉘挿入量(位置)の確認</p> <p>㉙挿入量(位置)の確認</p> <p>㉚挿入量(位置)の確認</p> <p>㉛挿入量(位置)の確認</p> <p>㉜挿入量(位置)の確認</p> <p>㉝挿入量(位置)の確認</p> <p>㉞挿入量(位置)の確認</p> <p>㉟挿入量(位置)の確認</p> <p>㊱挿入量(位置)の確認</p> <p>㊲挿入量(位置)の確認</p> <p>㊳挿入量(位置)の確認</p> <p>㊴挿入量(位置)の確認</p> <p>㊵挿入量(位置)の確認</p> <p>㊶挿入量(位置)の確認</p> <p>㊷挿入量(位置)の確認</p> <p>㊸挿入量(位置)の確認</p> <p>㊹挿入量(位置)の確認</p> <p>㊺挿入量(位置)の確認</p> <p>㊻挿入量(位置)の確認</p> <p>㊼挿入量(位置)の確認</p> <p>㊽挿入量(位置)の確認</p> <p>㊾挿入量(位置)の確認</p> <p>㊿挿入量(位置)の確認</p> <p>判定基準: ①ハックアップリングの向き、分割部の位置 ②ハックアップリングの分割部がゴム輪側にあること。 ③ハックアップリング分割部とロッドリング分割部が重なっていないこと。 ④挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ⑤ゴム輪の出入り状態 ⑥同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。 ⑦ゴム輪の角部が押輪に乗り上げたため状態(右図)が存在しないこと。 ⑧白線B~受口間隔: 最大値-最小値≦X(X:上差参照)</p>  <p>図 適合不良の例</p> </div>	呼び径 X	単位 mm	500	31	600	31	700	32	800	32	900	32	1000	33	<div data-bbox="1276 359 2016 1300"> <p>整理番号</p> <p>工事名</p> <p>現場代理人</p> <p>受注者</p> <p>主任技術者</p> <p>NS形継手 品質管理表(φ500~1000)</p>  <p>①ハックアップリングの向き、分割部の位置</p> <table border="1" data-bbox="1870 462 2004 582"> <thead> <tr> <th>呼び径 X</th> <th>単位 mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>500</td><td>31</td></tr> <tr><td>600</td><td>31</td></tr> <tr><td>700</td><td>32</td></tr> <tr><td>800</td><td>32</td></tr> <tr><td>900</td><td>32</td></tr> <tr><td>1000</td><td>33</td></tr> </tbody> </table> <p>②挿入量(位置)の確認</p> <p>③挿入量(位置)の確認</p> <p>④挿入量(位置)の確認</p> <p>⑤挿入量(位置)の確認</p> <p>⑥挿入量(位置)の確認</p> <p>⑦挿入量(位置)の確認</p> <p>⑧挿入量(位置)の確認</p> <p>⑨挿入量(位置)の確認</p> <p>⑩挿入量(位置)の確認</p> <p>⑪挿入量(位置)の確認</p> <p>⑫挿入量(位置)の確認</p> <p>⑬挿入量(位置)の確認</p> <p>⑭挿入量(位置)の確認</p> <p>⑮挿入量(位置)の確認</p> <p>⑯挿入量(位置)の確認</p> <p>⑰挿入量(位置)の確認</p> <p>⑱挿入量(位置)の確認</p> <p>⑲挿入量(位置)の確認</p> <p>⑳挿入量(位置)の確認</p> <p>㉑挿入量(位置)の確認</p> <p>㉒挿入量(位置)の確認</p> <p>㉓挿入量(位置)の確認</p> <p>㉔挿入量(位置)の確認</p> <p>㉕挿入量(位置)の確認</p> <p>㉖挿入量(位置)の確認</p> <p>㉗挿入量(位置)の確認</p> <p>㉘挿入量(位置)の確認</p> <p>㉙挿入量(位置)の確認</p> <p>㉚挿入量(位置)の確認</p> <p>㉛挿入量(位置)の確認</p> <p>㉜挿入量(位置)の確認</p> <p>㉝挿入量(位置)の確認</p> <p>㉞挿入量(位置)の確認</p> <p>㉟挿入量(位置)の確認</p> <p>㊱挿入量(位置)の確認</p> <p>㊲挿入量(位置)の確認</p> <p>㊳挿入量(位置)の確認</p> <p>㊴挿入量(位置)の確認</p> <p>㊵挿入量(位置)の確認</p> <p>㊶挿入量(位置)の確認</p> <p>㊷挿入量(位置)の確認</p> <p>㊸挿入量(位置)の確認</p> <p>㊹挿入量(位置)の確認</p> <p>㊺挿入量(位置)の確認</p> <p>㊻挿入量(位置)の確認</p> <p>㊼挿入量(位置)の確認</p> <p>㊽挿入量(位置)の確認</p> <p>㊾挿入量(位置)の確認</p> <p>㊿挿入量(位置)の確認</p> <p>判定基準: ①ハックアップリングの向き、分割部の位置(1)ハックアップリングの分割部がゴム輪側にあること。 ②ハックアップリング分割部とロッドリング分割部が重なっていないこと。 ③直管・挿入量確認: 白線Aの中へ受口端面があること。 ④直管及びワンナー: 挿入量確認: 現場で明示した白線A受け口端面があること。 ⑤挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ⑥挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ⑦挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ⑧挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ⑨挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ⑩挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ⑪挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ⑫挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ⑬挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ⑭挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ⑮挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ⑯挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ⑰挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ⑱挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ⑲挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ⑳挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㉑挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㉒挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㉓挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㉔挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㉕挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㉖挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㉗挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㉘挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㉙挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㉚挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㉛挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㉜挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㉝挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㉞挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㉟挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㊱挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㊲挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㊳挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㊴挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㊵挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㊶挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㊷挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㊸挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㊹挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㊺挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㊻挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㊼挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㊽挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㊾挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ㊿挿入量(位置)確認: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上)</p> </div>	呼び径 X	単位 mm	500	31	600	31	700	32	800	32	900	32	1000	33
呼び径 X	単位 mm																													
500	31																													
600	31																													
700	32																													
800	32																													
900	32																													
1000	33																													
呼び径 X	単位 mm																													
500	31																													
600	31																													
700	32																													
800	32																													
900	32																													
1000	33																													

石川県土木工事施工管理基準（平成 29 年 4 月） 一部改正新旧対照表

頁	改正後	現行
	3. 施工管理記録様式	3. 施工管理記録様式
3-30	 <p> 整理番号: NS形継手(ライナー、異形管)品質管理表(φ500~φ1000) 工事名: _____ 現場代理人: _____ 印 請負者: _____ 主任技術者: _____ 印 挿し口挿入、受挿し間隔調整 ①挿入量(図1) ②バックアップリングの向き、分割部の位置 ③押輪～受口間(最大値～最小値≦5mm(同一円周上)) ④ゴム輪の出入り状態 ⑤ボルト 判定基準: ①挿入量確認: 現場で明示した自撮りに受け口端があること。 ②バックアップリングの向き、分割部の位置: (1)バックアップリングの分割部がゴム輪側にあること。 (2)バックアップリング分割部とバックアップリング分割部が重ならないこと。 ③押輪～受口間隔: 最大値～最小値≦5mm(同一円周上) ④ゴム輪の出入り状態: 同一円周上にA、CまたはA、B、C3箇所が存在しないこと。 ⑤ボルトの角度が押輪に乗り上げたため傾斜(右図)が存在しないこと。 </p>	 <p> 整理番号: _____ NS形継手(ライナー、異形管)品質管理表 工事名: _____ 現場代理人: _____ 印 受注者: _____ 主任技術者: _____ 印 ①バックアップリングの向き、分割部の位置 ②挿入量(位置)の確認 ③押輪～受口間 ④ゴム輪の出入り状態 ⑤ボルト 判定基準: ①バックアップリングの向き、分割部の位置: (1)バックアップリングの分割部がゴム輪側にあること。 (2)バックアップリング分割部とバックアップリング分割部が重ならないこと。 ②直管; 挿入量確認: 自撮りAの中に受け口端があること。 異形管及びランナー: 挿入量確認: 現場で明示した自撮り受け口端があること。 ③押輪～受口間隔: 最大値～最小値≦5mm(同一円周上) ④ゴム輪の出入り状態: 同一円周上にA、CまたはA、B、C3箇所が存在しないこと。 </p>


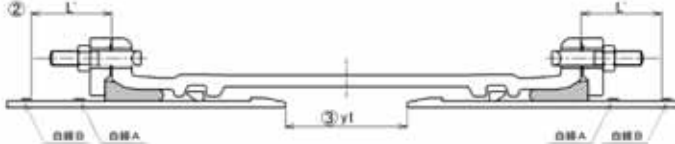

石川県土木工事施工管理基準（平成 29 年 4 月） 一部改正新旧対照表

頁	改正後	現 行																																																																																																																																																																																																																																																				
	3 . 施工管理記録様式	3 . 施工管理記録様式																																																																																																																																																																																																																																																				
3-32	<div data-bbox="344 357 1075 1340"> <p>整理番号 <input type="text"/> NS形継手(継ぎ軸) 品質管理表 (φ75～φ450)</p> <p>工事名 <input type="text"/> 現場代理人 <input type="text"/> 印</p> <p>受注者 <input type="text"/> 主任技術者 <input type="text"/> 印</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">期日</th> <th rowspan="2">継手 No.</th> <th rowspan="2">清 掃</th> <th rowspan="2">継 手 の 清 掃 後 の 点 検</th> <th rowspan="2">① 白 線 の 位 置</th> <th colspan="3">②両挿し口端 の間隔 (y1) ※2</th> <th colspan="3">③受口端面 ～白線の間隔 (L) ※3</th> <th rowspan="2">清 掃 剤</th> <th colspan="3">④挿し軸～ 受口端面間隔 ※4</th> <th colspan="3">⑤ゴム輪の 出入り状態 ※5</th> <th rowspan="2">判 定</th> <th rowspan="2">配管工日時 及び配管工</th> </tr> <tr> <th>①</th><th>③</th><th>⑦</th> <th>①</th><th>③</th><th>⑦</th> <th>数</th><th>種</th><th>目</th> <th>①</th><th>③</th><th>⑦</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1. 白線表示の位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位mm</th> <th>呼び径</th> <th>φ1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>75</td><td>100</td><td>115</td></tr> <tr><td>100</td><td>150</td><td>170</td></tr> <tr><td>150</td><td>200</td><td>195</td></tr> <tr><td>200</td><td>250</td><td>215</td></tr> <tr><td>250</td><td>300</td><td>230</td></tr> <tr><td>300</td><td>350</td><td>240</td></tr> <tr><td>400</td><td>400</td><td>240</td></tr> <tr><td>450</td><td>450</td><td>245</td></tr> </tbody> </table> <p>2. 両挿し口端の間隔 (y1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位mm</th> <th>呼び径</th> <th>y1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>75, 100</td><td>200</td><td>220</td></tr> <tr><td>150～250</td><td>250</td><td>250</td></tr> <tr><td>300～450</td><td>300</td><td>300</td></tr> </tbody> </table> <p>3. 挿し口白線と受口端面の間隔 (L')</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位mm</th> <th>呼び径</th> <th>75</th> <th>100</th> <th>150～250</th> <th>300</th> <th>350</th> <th>400</th> <th>450</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L'</td> <td>85</td> <td>85</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>140</td> <td>140</td> <td>105</td> <td>105</td> </tr> </tbody> </table> <p>判定基準: ①バックアップリングの向き: すべて図に挿し口端面側、切替部は受口内面切欠き面を3けた位置にあること。 ②せめ配管する場合に記入すること。 ③一方2ヶ所連続配管する場合に記入すること。 ④挿し軸～受口間隔: 最大値～最小値(5mm(同一円周上)) ⑤ゴム輪の出入り状態: 同一円周上にA, CまたはA, B, Cが同時に存在しないこと。</p> </div>	No.	期日	継手 No.	清 掃	継 手 の 清 掃 後 の 点 検	① 白 線 の 位 置	②両挿し口端 の間隔 (y1) ※2			③受口端面 ～白線の間隔 (L) ※3			清 掃 剤	④挿し軸～ 受口端面間隔 ※4			⑤ゴム輪の 出入り状態 ※5			判 定	配管工日時 及び配管工	①	③	⑦	①	③	⑦	数	種	目	①	③	⑦																																																																																																																																																											単位mm	呼び径	φ1	75	100	115	100	150	170	150	200	195	200	250	215	250	300	230	300	350	240	400	400	240	450	450	245	単位mm	呼び径	y1	75, 100	200	220	150～250	250	250	300～450	300	300	単位mm	呼び径	75	100	150～250	300	350	400	450	L'	85	85	100	150	140	140	105	105	(記載なし)
No.	期日							継手 No.	清 掃	継 手 の 清 掃 後 の 点 検	① 白 線 の 位 置	②両挿し口端 の間隔 (y1) ※2			③受口端面 ～白線の間隔 (L) ※3			清 掃 剤	④挿し軸～ 受口端面間隔 ※4				⑤ゴム輪の 出入り状態 ※5			判 定	配管工日時 及び配管工																																																																																																																																																																																																																											
		①	③	⑦	①	③	⑦					数	種	目	①	③	⑦																																																																																																																																																																																																																																					
単位mm	呼び径	φ1																																																																																																																																																																																																																																																				
75	100	115																																																																																																																																																																																																																																																				
100	150	170																																																																																																																																																																																																																																																				
150	200	195																																																																																																																																																																																																																																																				
200	250	215																																																																																																																																																																																																																																																				
250	300	230																																																																																																																																																																																																																																																				
300	350	240																																																																																																																																																																																																																																																				
400	400	240																																																																																																																																																																																																																																																				
450	450	245																																																																																																																																																																																																																																																				
単位mm	呼び径	y1																																																																																																																																																																																																																																																				
75, 100	200	220																																																																																																																																																																																																																																																				
150～250	250	250																																																																																																																																																																																																																																																				
300～450	300	300																																																																																																																																																																																																																																																				
単位mm	呼び径	75	100	150～250	300	350	400	450																																																																																																																																																																																																																																														
L'	85	85	100	150	140	140	105	105																																																																																																																																																																																																																																														

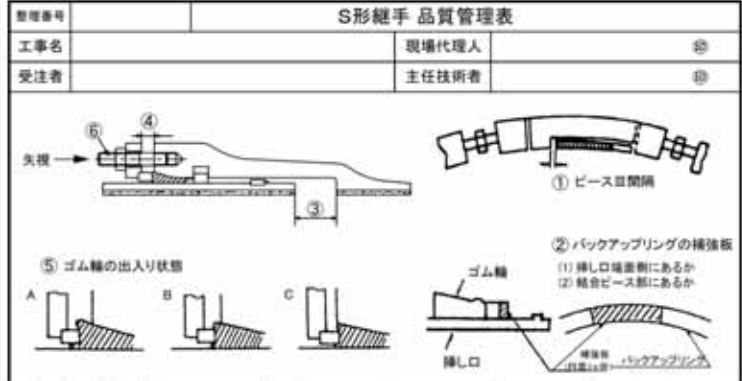

石川県土木工事施工管理基準（平成 29 年 4 月） 一部改正新旧対照表

頁	改 正 後	現 行																																																																																																																																																								
	3 . 施工管理記録様式	3 . 施工管理記録様式																																																																																																																																																								
3-34	<div data-bbox="353 355 1064 906"> <p>整理番号</p> <p>工事名</p> <p>受注者</p> <p>GX形継手(異形管・G-Link) 品質管理表 (φ75～φ400)</p> <p>現場代理人</p> <p>主任技術者</p> <p>① 突起高の測定(1)</p> <p>② 突起高の測定(2)</p> <p>③ 塗料の塗布</p> <p>④ 塗料の塗布</p> <p>⑤ 施工管理用突起の測定</p> <p>⑥ G-Linkを使用する場合 突起高は上ルケ...10mm以内</p> </div> <table border="1" data-bbox="353 906 1064 1385"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管種</th> <th rowspan="2">管径</th> <th rowspan="2">継手種</th> <th rowspan="2">継手の材質</th> <th rowspan="2">継手の規格</th> <th rowspan="2">継手の寸法</th> <th rowspan="2">継手の重量</th> <th rowspan="2">継手の保管</th> <th rowspan="2">継手の施工</th> <th rowspan="2">継手の検査</th> <th rowspan="2">継手の記録</th> <th rowspan="2">G-Link使用の有無</th> <th colspan="2">判定</th> <th rowspan="2">配管日時及び配管工</th> </tr> <tr> <th>合格</th> <th>不合格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>年 月 日</td></tr> </tbody> </table> <p>判定基準: ※ 受口端面と押入またはG-Linkの施工管理表との間に0.3mm以上の隙間がないこと。 ⑥) 押し口突出の無い押し口を異径管受口と接続する場合は、G-Linkを使用すること。</p>	管種	管径	継手種	継手の材質	継手の規格	継手の寸法	継手の重量	継手の保管	継手の施工	継手の検査	継手の記録	G-Link使用の有無	判定		配管日時及び配管工	合格	不合格															年 月 日															年 月 日															年 月 日															年 月 日															年 月 日															年 月 日															年 月 日															年 月 日															年 月 日	(記載なし)
管種	管径													継手種	継手の材質		継手の規格	継手の寸法	継手の重量	継手の保管	継手の施工	継手の検査	継手の記録	G-Link使用の有無	判定		配管日時及び配管工																																																																																																																															
		合格	不合格																																																																																																																																																							
														年 月 日																																																																																																																																												
														年 月 日																																																																																																																																												
														年 月 日																																																																																																																																												
														年 月 日																																																																																																																																												
														年 月 日																																																																																																																																												
														年 月 日																																																																																																																																												
														年 月 日																																																																																																																																												
														年 月 日																																																																																																																																												
														年 月 日																																																																																																																																												

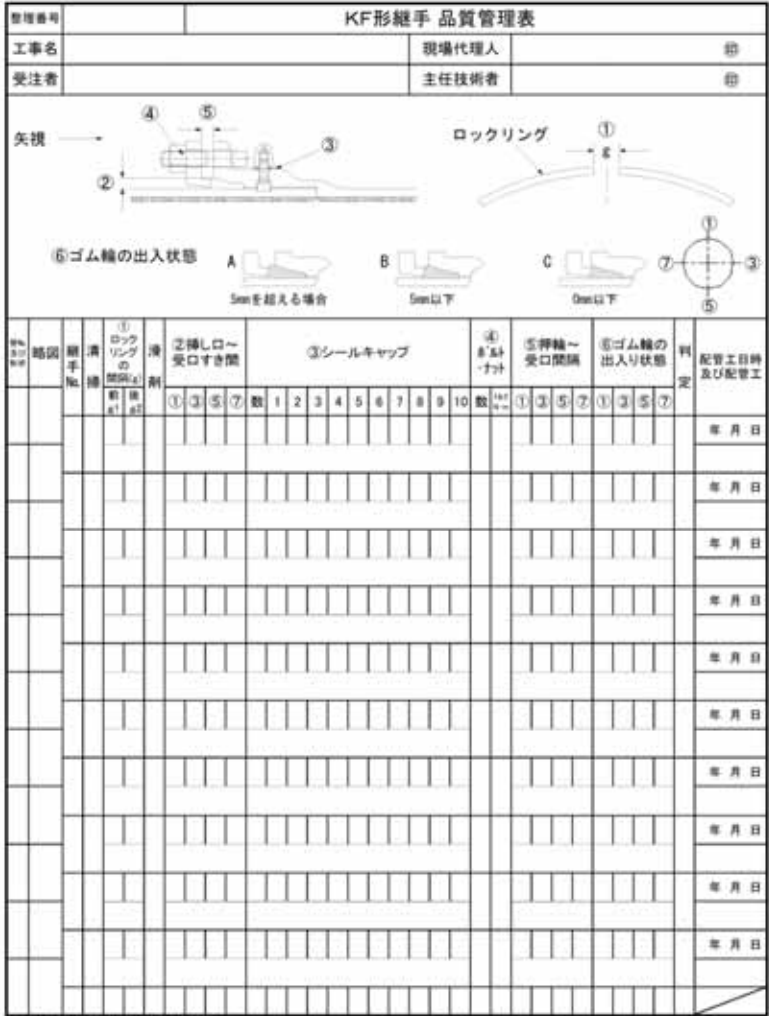
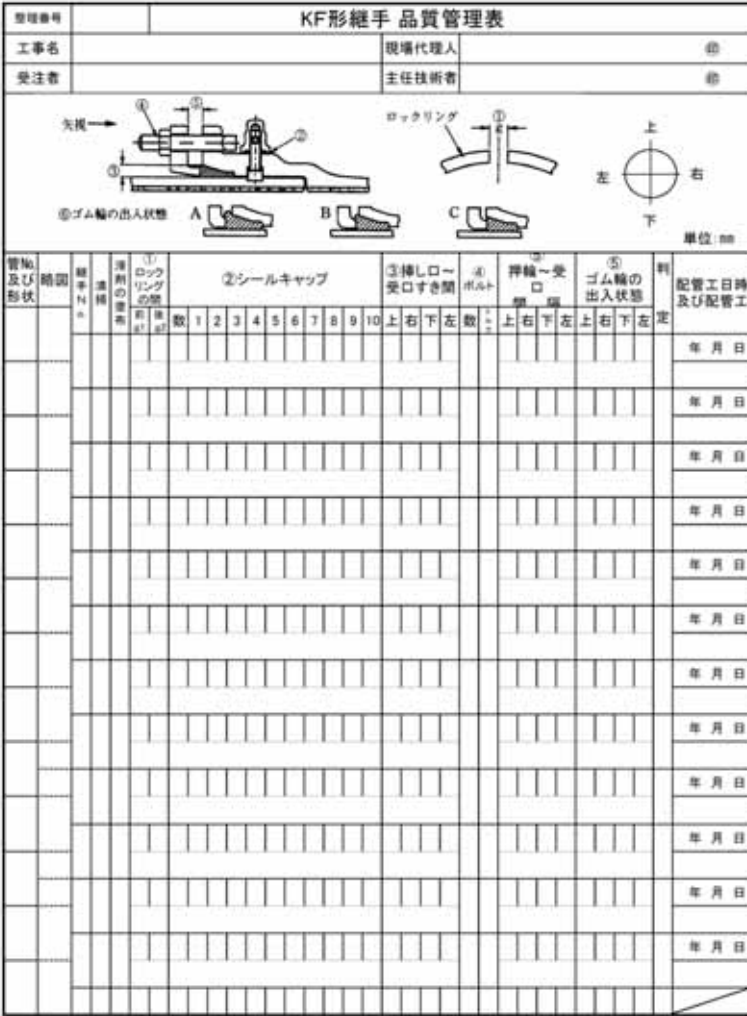
石川県土木工事施工管理基準（平成 29 年 4 月） 一部改正新旧対照表

頁	改正後	現行																																																																																																																																																												
	3. 施工管理記録様式	3. 施工管理記録様式																																																																																																																																																												
3-35	<div data-bbox="331 359 1070 1372"> <p>管理番号: GX形継手(継ぎ輪) 品質管理表(φ75~φ400)</p> <p>工事名: _____ 現場代理人: _____ 印</p> <p>受注者: _____ 主任技術者: _____ 印</p> <p>①  (i) 一方から順次配管していく場合 (ii) せめ配管の場合</p> <table border="1" data-bbox="560 542 694 702"> <caption>単位:mm</caption> <thead> <tr> <th>継ぎ輪</th> <th>φ1+50</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>75</td><td>210</td></tr> <tr><td>100</td><td>245</td></tr> <tr><td>150</td><td>265</td></tr> <tr><td>200</td><td>275</td></tr> <tr><td>250</td><td>275</td></tr> <tr><td>300</td><td>305</td></tr> <tr><td>400</td><td>320</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="739 510 896 662"> <caption>単位:mm</caption> <thead> <tr> <th>継ぎ輪</th> <th>φ1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>75</td><td>190</td></tr> <tr><td>100</td><td>200</td></tr> <tr><td>150</td><td>240</td></tr> <tr><td>200</td><td>250</td></tr> <tr><td>250</td><td>250</td></tr> <tr><td>300</td><td>300</td></tr> <tr><td>400</td><td>300</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="907 510 1052 662"> <caption>単位:mm</caption> <thead> <tr> <th>継ぎ輪</th> <th>φ1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>75</td><td>90</td></tr> <tr><td>100</td><td>95</td></tr> <tr><td>150</td><td>110</td></tr> <tr><td>200</td><td>120</td></tr> <tr><td>250</td><td>120</td></tr> <tr><td>300</td><td>135</td></tr> <tr><td>400</td><td>150</td></tr> </tbody> </table> <p>② </p> <p>③ </p> <p>④ </p> <p>⑤ G-Linkを使用する場合 締め付けトルク: 100N·m</p> <table border="1" data-bbox="331 1021 1070 1372"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管理番号</th> <th rowspan="2">略号</th> <th rowspan="2">継手</th> <th rowspan="2">継ぎ輪</th> <th rowspan="2">継ぎ輪の径</th> <th rowspan="2">継ぎ輪の長さ</th> <th rowspan="2">継ぎ輪の厚さ</th> <th rowspan="2">継ぎ輪の材質</th> <th rowspan="2">継ぎ輪の形状</th> <th rowspan="2">継ぎ輪の寸法</th> <th rowspan="2">継ぎ輪の公差</th> <th rowspan="2">継ぎ輪の検査</th> <th colspan="2">②受口継手～白継手の間隔(L)注1)</th> <th colspan="2">③両側挿し口継手の間隔(y1)注2)</th> <th rowspan="2">受口継手～施工管理用突起の間隔</th> <th rowspan="2">押しボルト</th> <th rowspan="2">判定</th> <th rowspan="2">配管工日時及び配管工</th> </tr> <tr> <th>①</th><th>③</th><th>⑤</th><th>⑦</th> <th>①</th><th>③</th><th>⑤</th><th>⑦</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>年月日</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>年月日</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>年月日</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>年月日</td> </tr> </tbody> </table> <p>判定基準: ② 受口継手と挿し口継手の施工管理用突起との間隔は3.5mm以上の間隔がいて上。 注1) 挿し口突起のない挿し口を異形管受口と結合する場合は、G-Linkを使用すること。 注2) 一方から順次配管していく場合には③寸法、せめ配管の場合は⑤寸法を記入すること。</p> </div>	継ぎ輪	φ1+50	75	210	100	245	150	265	200	275	250	275	300	305	400	320	継ぎ輪	φ1	75	190	100	200	150	240	200	250	250	250	300	300	400	300	継ぎ輪	φ1	75	90	100	95	150	110	200	120	250	120	300	135	400	150	管理番号	略号	継手	継ぎ輪	継ぎ輪の径	継ぎ輪の長さ	継ぎ輪の厚さ	継ぎ輪の材質	継ぎ輪の形状	継ぎ輪の寸法	継ぎ輪の公差	継ぎ輪の検査	②受口継手～白継手の間隔(L)注1)		③両側挿し口継手の間隔(y1)注2)		受口継手～施工管理用突起の間隔	押しボルト	判定	配管工日時及び配管工	①	③	⑤	⑦	①	③	⑤	⑦																				年月日																				年月日																				年月日																				年月日	(記載なし)
継ぎ輪	φ1+50																																																																																																																																																													
75	210																																																																																																																																																													
100	245																																																																																																																																																													
150	265																																																																																																																																																													
200	275																																																																																																																																																													
250	275																																																																																																																																																													
300	305																																																																																																																																																													
400	320																																																																																																																																																													
継ぎ輪	φ1																																																																																																																																																													
75	190																																																																																																																																																													
100	200																																																																																																																																																													
150	240																																																																																																																																																													
200	250																																																																																																																																																													
250	250																																																																																																																																																													
300	300																																																																																																																																																													
400	300																																																																																																																																																													
継ぎ輪	φ1																																																																																																																																																													
75	90																																																																																																																																																													
100	95																																																																																																																																																													
150	110																																																																																																																																																													
200	120																																																																																																																																																													
250	120																																																																																																																																																													
300	135																																																																																																																																																													
400	150																																																																																																																																																													
管理番号	略号	継手	継ぎ輪	継ぎ輪の径	継ぎ輪の長さ	継ぎ輪の厚さ	継ぎ輪の材質	継ぎ輪の形状	継ぎ輪の寸法	継ぎ輪の公差	継ぎ輪の検査	②受口継手～白継手の間隔(L)注1)		③両側挿し口継手の間隔(y1)注2)		受口継手～施工管理用突起の間隔	押しボルト	判定	配管工日時及び配管工																																																																																																																																											
												①	③	⑤	⑦					①	③	⑤	⑦																																																																																																																																							
																			年月日																																																																																																																																											
																			年月日																																																																																																																																											
																			年月日																																																																																																																																											
																			年月日																																																																																																																																											

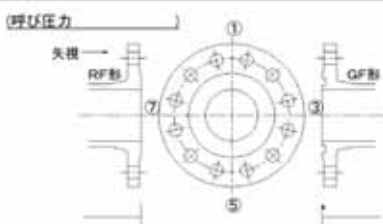
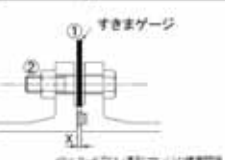
石川県土木工事施工管理基準（平成 29 年 4 月） 一部改正新旧対照表

頁	改正後	現行
	3. 施工管理記録様式	3. 施工管理記録様式
3-36	 <p>S形継手 品質管理表</p> <p>① ビース目間隔 ② バックアップリングの補強板 ③ ゴム輪の出入り状態 ④ 押輪～受口間隔 ⑤ ボルト</p> <p>判定基準: ① ビース目間隔: 1.5~2mm ② 押輪～受口間隔: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ③ ゴム輪の出入り状態: 同一円周上にA, CまたはA, B, Cが同時に存在しないこと。</p>	 <p>S形継手 品質管理表(φ100~2600)</p> <p>① ビース目間隔 ② バックアップリングの補強板 ③ ゴム輪の出入り状態 ④ 押輪～受口間隔 ⑤ ボルト</p> <p>判定基準: ① ビース目間隔: 1.5~2mm ② 押輪～受口間隔: 最大値-最小値≦3mm(同一円周上) ③ ゴム輪の出入り状態: 同一円周上にA, CまたはA, B, Cが同時に存在しないこと。</p>

石川県土木工事施工管理基準（平成 29 年 4 月） 一部改正新旧対照表

頁	改 正 後	現 行
	3 . 施工管理記録様式	3 . 施工管理記録様式
3-38	 <p> <small>判定基準</small> ① ロックリングの隙間幅(φ) : 4, 5, 6 ② 押輪～受口間隔: 最大値～最小値 ≤ 5mm (同一円周上) ③ ゴム輪の出入状態: 同一円周上にA, CまたはA, B, Cが同時に存在しないこと。 </p>	 <p> <small>判定基準</small> ① ロックリングの隙間幅(φ) : 4, 5, 6 ② 押輪～受口間隔: 最大値～最小値 ≤ 5mm (同一円周上) ③ ゴム輪の出入状態: 同一円周上にA, B, Cが同時に存在しないこと。 </p>

石川県土木工事施工管理基準（平成 29 年 4 月） 一部改正新旧対照表

頁	改正後	現 行																																																																																																																																																																														
	3．施工管理記録様式	3．施工管理記録様式																																																																																																																																																																														
3-42	<div data-bbox="344 352 1077 710" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">整理番号 清形フランジ継手(メタルタッチでない場合) 品質管理表</p> <p>工事名 現場代理人 印</p> <p>受注者 主任技術者 印</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>(呼び圧力)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>すきまゲージ</p>  </div> </div> <table border="1" style="margin-top: 10px; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>Y径</th> <th>X径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1000-1500</td> <td>45</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>1500-2000</td> <td>45</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>2000</td> <td>55</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">① 検査記録書上記載の寸法を参照。</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管種 及び 形状</th> <th rowspan="2">略 号</th> <th rowspan="2">継手種</th> <th rowspan="2">清掃</th> <th rowspan="2">接着剤 使用 の有無</th> <th colspan="4">① すきまゲージ (上限度と下限度) によるチェック</th> <th colspan="2">② ボルト</th> <th rowspan="2">判定</th> <th rowspan="2">配管工日時 及び配管工</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>⑤</th> <th>⑦</th> <th>数</th> <th>ゆるみ チェック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>年 月 日</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">判定基準： ①すきまゲージによるチェック：表にある上側のすきまゲージが挿入できないで、下側のすきまゲージが挿入できること。 ②ボルトのゆるみチェック： 音響にゆるまないこと。</p> </div>	呼び径	Y径	X径	1000-1500	45	45	1500-2000	45	45	2000	55	55	管種 及び 形状	略 号	継手種	清掃	接着剤 使用 の有無	① すきまゲージ (上限度と下限度) によるチェック				② ボルト		判定	配管工日時 及び配管工	①	②	⑤	⑦	数	ゆるみ チェック													年 月 日													年 月 日													年 月 日													年 月 日													年 月 日													年 月 日													年 月 日													年 月 日													年 月 日													年 月 日													年 月 日	<p>(記載なし)</p>
呼び径	Y径	X径																																																																																																																																																																														
1000-1500	45	45																																																																																																																																																																														
1500-2000	45	45																																																																																																																																																																														
2000	55	55																																																																																																																																																																														
管種 及び 形状	略 号	継手種	清掃	接着剤 使用 の有無	① すきまゲージ (上限度と下限度) によるチェック				② ボルト		判定	配管工日時 及び配管工																																																																																																																																																																				
					①	②	⑤	⑦	数	ゆるみ チェック																																																																																																																																																																						
												年 月 日																																																																																																																																																																				
												年 月 日																																																																																																																																																																				
												年 月 日																																																																																																																																																																				
												年 月 日																																																																																																																																																																				
												年 月 日																																																																																																																																																																				
												年 月 日																																																																																																																																																																				
												年 月 日																																																																																																																																																																				
												年 月 日																																																																																																																																																																				
												年 月 日																																																																																																																																																																				
												年 月 日																																																																																																																																																																				
												年 月 日																																																																																																																																																																				